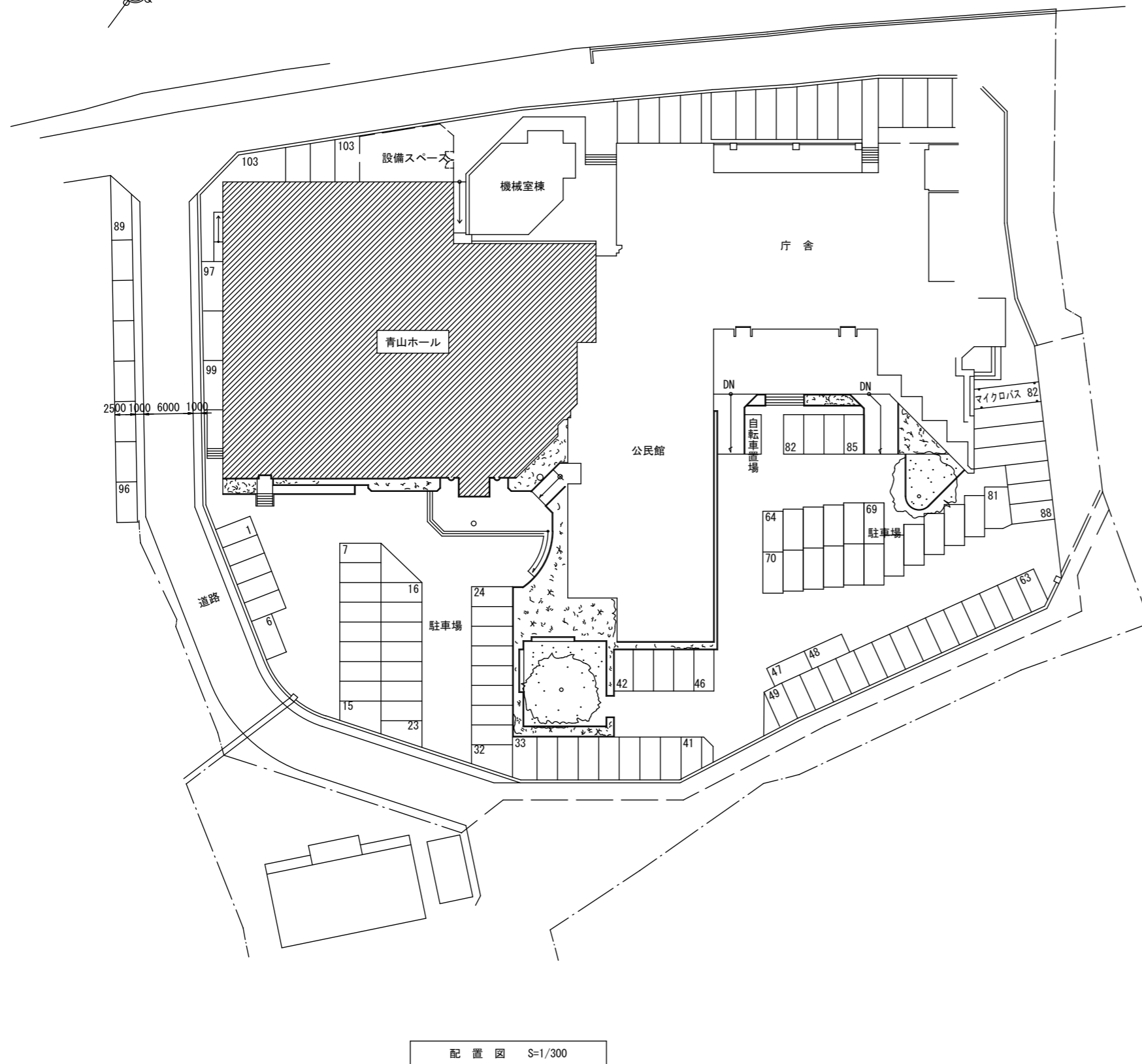
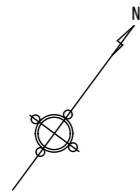


青山ホール特定天井改修工事

発注者：伊賀市

NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE	NUMBER	DRAWING	SCALE
A-01	配置図・面積表	1/300	A-13	改修天井伏図	1/20	E-01	電気設備改修工事特記仕様書	NS
A-02	改修工事特記仕様書(1)	NS	A-14	天井改修断面詳細図(1)	1/20	E-02	電気設備 電灯照明設備図-既設撤去図	1/100
A-03	改修工事特記仕様書(2)	NS	A-15	天井改修断面詳細図(2)	1/20	E-03	電気設備 電灯照明設備図-改修後	1/100
A-04	改修工事特記仕様書(3)	NS	A-16	仮設計面配置図	1/200	E-04	電気設備 弱電設備図-器具更新	1/100
A-05	改修工事特記仕様書(4)	NS	A-17	仮設計面1階平面図	1/100	E-05	電気設備 調光装置特記仕様書、仕様書 装置外観図、照明器具姿図	NS
A-06	改修工事特記仕様書(5)	NS	A-18	棚足場計画図	1/100	E-06	電気設備 調光装置仕様明細表	NS
A-07	天井落下防止工法特記仕様書	NS	A-19	棚足場部分詳細図	1/30	E-07	電気設備 照明器具仕様明細表	NS
A-08	1階平面詳細図	1/50				E-08	電気設備 調光装置システム系統図	NS
A-09	2階平面詳細図	1/50				E-09	電気設備 演出照明設備図(1階)	1/100
A-10	3階平面詳細図	1/50				E-10	電気設備 演出照明設備図(2階)	1/100
A-11	断面詳細図(1)	1/50				E-11	電気設備 演出照明設備図(3階)	1/100
A-12	断面詳細図(2)	1/50						



面積表 (m ²)							
青山ホール						7,514.29	
	町民会館	公民館		庁舎	計	機械室棟	
	増築	増築	改築	既設		既設	
建築面積	1,411.47	347.73	259.21	1,280.59	3,039.79	129.75	
B M F				323.19	323.19		
1 F	1,441.62	347.73	259.21	1,215.68	3,005.03	129.75	
2 F	404.95			1,220.73	1,625.68		
3 F	56.80			908.64	965.44		
P H F				77.16	77.16		
延	1,903.36	347.73	259.21	3,744.41	5,995.50	129.75	

特記事項	変更事項	

日付	22.03.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-01
棟名		図名	配置図 面積表	縮尺	A3版1/600 A1版1/300
担当者				検印	

改修工事特記仕様書		
1. 共通仕様	(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新年度版）」(以下「標仕」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書（最新年度版）」(以下「標仕」という。)による。	
2. 特記仕様	(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(別) は、(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。	
部分完成	・無 ・有 ()	
部分引渡し	・無 ・有 ()	
1. 保険及び保証	・建築工事保険 (保険証の写しを提出) ・請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (・管理財物担保特約に加入のこと) ・法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出)	
2. 建設共済等	・建設業退職金共済制度 当初請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。共済証紙購入額 請負金額の1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。	

章	項目	特記事項
1章 一般 共通 事項	①適用基準等	※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版) ※工事写真の撮り方(平成24年版)建築編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
	②工事実績情報の登録	※請負金額が500万以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)
	③品質計画	○建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。(1.2.2) 風速 (V ₀)=34 m毎秒 地表面粗度 ○Ⅲ (Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ (Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ・30 cm ○40 cm
	④電気保安技術者	・適用する ○適用しない (1.3.3) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする
	⑤施工条件	・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・敷地外 (1.3.5) ・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。 ・工事期間中は、施設利用者の安全につとめること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること ・振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣と調整を行うこと
	⑥発生材の処理等	・引渡しを要するもの () (1.3.11) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う (再資源化が困難な場合には縮減) ・特定建設資材以外の搬出 構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物 (・無 ・有) 処理方法 () ※ 廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録 (電子マニフェスト) により確認を行う場合は、この限りではない。
⑦交通安全管理	交通誘導員 ※配置する 1名以上 (大型車両等の出入時) ・配置しない (1.3.8)	
⑧建築材料等	※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。(1.4.5) ()	
⑨化学物質を発生する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1) から5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧J I SのE ₀ 規格品 ④旧J A SのF _{co} 規格品	
⑩特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。	
⑪技能士	※適用する ・適用しない (1.5.2) ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・石材施工 ・ALCパネル施工 ・防水施工 ・タイル張り ・建築大工 ・建築板金 ・左官 ※塗装 ・建具製作 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 ・造園	
⑫施工の立ち会い等	下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。(1.5.7) ・杭打作業中 ・鉄骨製品検査 ・鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時 ・基礎及び各階コンクリート打設時 ・基礎及び各階配筋完了時 ・防水層の施工 ・組積の時 ○仕上検査 (監督職員の指示による) ○材料検査 (監督職員の指示による) ○完成確認 (中間完成を含む) ・製品検査 (監督職員の指示による) ・ベンチマーク ○竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。	
⑬化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン (1.5.9)パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ○行う (改修部分のみ) ・行わない 測定対象室 ・図示 ○内部改修を行う室 測定箇所数 ・図示 ○3箇所 採取方法 ○文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置	
⑭完成図等	○作成する ・作成しない (1.7.1~3) (表1.7.1) 種類 ・標仕 表1.7.1による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・ ※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※2部 ・	
⑮記録	工事記録については下記による。(A4版) ※以下一式 (工事写真の撮り方 建築編 に準拠する) ※工事着工前 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ・手札版 (1)部 ・カラーキャビネ版 (1)部 ・専門家撮影、アルバム編集の上提出 (1)部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。 ・電子データとし、CD-Rにて提出 (1)部 ・監督職員の指示による ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。	
⑯現況復旧	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げとも在来にならい補修する。	
⑰設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の型枠及びそれらの補強 ・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・	
18 設計G L	※図示のベンチマーク (B. M) mm (現状地盤はB. M mm) ※工事着手前に監督職員の確認を必ず行うこと。	
⑲社内検査報告書	工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。	
⑳完成引渡し後の点検	・瑕疵期間は、別に定めた特約 (責任施工による保証期間など)を除き、伊賀市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の瑕疵点検を実施する。	
㉑随時検査	発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。	
㉒施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。	
土 工 事	1 災害及び公害の防止	・「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。(3.1.3)
	2 根切り	工事に先立ち必要と思われる埋設物等の調査を行う。(3.2.1)
	3 埋め戻し及び盛土	種別 (3.2.3) (表3.2.1.) ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 建設発生土受け入れ量 m ³ 発生場所 ()
	4 建設発生土の処理	・構外搬出適切処理 (3.2.5) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 () ・構外指示の場所に処分 搬出調書等を提出する。 受入れ施設名・場所 () 仮置場所 () ・建設発生土 (50m ³ 以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

特記事項	変更事項	日付	22.03.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-02
		検印		図名	共通	備考	
		担当		図名	改修特記仕様書(1)	備考	

2章 仮設工事	①足場その他	内部足場 種別 ・きやつ、足場板等 ・移動式足場 [2.2.1] 外部足場 種別 ・くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ○行う 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ⊗ビニルシート、合板等 [2.3.1] 固定家具等の移動 ・行わない ・行う(図示)	5 塗膜防水	[表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1]	4 欠損部改修工法	・充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7] 充填材料 ・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面 ・コンクリート面 ・CB面) ・エポキシ樹脂モルタル() ・モルタル塗替え工法(改修標仕4.2.2(g)による)		
	②養生その他	(a)設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1]		防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上げ塗料等		5 浮き部改修工法	[4.1.4][4.10~4.4.15][表4.4.3][表4.4.4]	
	③仮設間仕切り	種別 下地 仕上材(厚さmm) 充てん材 塗装 ・A種 ・軽量鉄骨 ・合板(・9.0 ・) 厚さ mm ・無し ・B種 ・木下地 ・せっこうボード(・9.5 ・) ・片面 ・C種 単管下地 防災シート 仮設扉 ・木製扉 ・合板張り程度 ・無し ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り		6 保証期間		防水の保証期間は原則、10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。	7 浮き部改修工法	改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合) アンカーピンの本数(本/m ²) 注入口の箇所数(箇所/m ²) 充てん量 注入量 ・アンカーピンニング部分 ・16 ・25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・アンカーピンニング全面 ・13 ・20 ・12 ・20 ・25ml エポキシ樹脂注入工法 ・ ・アンカーピンニング全面 ・13 ・20 ・12 ・20 ・25ml ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・注入口付アンカーピンニング部分 ・9 ・16 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ・9 ・16 ・9 ・16 ・25ml エポキシ樹脂注入工法 ・ ・注入口付アンカーピンニング全面 ・9 ・16 ・9 ・16 ・50ml ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする アンカーピン [4.2.2] 材質 ・ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの 注入口付アンカーピン [4.2.2] 材質 ・ステンレス SUS304、呼び径外径6mm
	④監督職員事務所	・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] (・規模 m ² 程度 ・仕上げ:床、壁、天井 程度)		7 シーリング		・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [3.1.4][表3.1.2] ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2][表3.7.1] ・下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする	6 既存塗膜等の除去及び下地処理	既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 [4.6.3][表4.6.1~4.6.5]
⑤工事用水	構内既存の施設 ※利用できる ○有償 ・無償 ・利用できない	8 とい	材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) [3.8.2(a)] とい受け金物 ・SUS製 ・垂鉛メッキ製 ルーフトレン ・改修標仕表 3.8.2を標準とする ・図示による [3.8.2(b)][表3.8.2] [3.9.2]	7 仕上げ塗り材仕上げ	種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4][4.2.2][表4.2.4~5]			
⑥工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ・無償) ○利用できない	9 アルミニウム製笠木	表面処理 ・A-1種 ・B-1種	8 設計数量	外壁部位 種類 工法 数量 備考 ・コンクリート打放し面 ・ひび割れ ・Uカットシール材充填工法 m ・欠損部 ・エポキシ樹脂モルタル充填工法 箇所 ・モルタル塗り仕上げ面 ・ひび割れ ・Uカットシール材充填工法 m ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 m ・欠損部 ・充填工法 m ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 m			
3章 防水改修工事	1 既存下地の補修及び処置	・図示による [3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ・する ・しない	4章 外壁改修工事	1 施工数量調査	調査範囲 既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲 [1.5.2] 調査内容 ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 調査報告書の部数 ・1部	7 設計数量	・軒天用軽量骨材 仕上塗材 ・吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材 ・砂壁用 ・平坦状	
	2 アスファルト防水	[3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~3.3.10]		2 改修工法の種類	外壁の種類 種類 改修工法 ・コンクリート打放し仕上げ ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法 ・モルタル塗り仕上げ ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法 ・欠損部 ・充填工法 ・モルタル塗替え工法 ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・目地 ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮目地改修工法 ・塗り仕上げ ・薄付け仕上塗材塗り ・可とう形改修用仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・各種塗料塗り ・複層仕上塗材塗り ・マチック塗材塗り		8 設計数量	・上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。
	3 改質アスファルトシート防水	[表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3]		3 ひび割れ部改修工法	・樹脂注入工法(・モルタル面 ・躯体コンクリート面) [4.1.4][4.3.4]		注入工法の種類 種類 呼称 呼称 呼称 呼称 ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0未満 ・200~300 ・ ・手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3未満 ・50~100 ・40 0.3以上~0.5未満 ・100~200 ・70 ・機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5以上~1.0未満 ・150~250 ・130	・上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。
	4 合成高分子系ルーフィングシート防水	[表3.1.1][3.5.2~3][表3.5.1~2]		仕上げ塗料の使用量 ・製造所の仕様による 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所 露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 施工標識 ・設ける ・設けない	注入材料 [4.2.2] ※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形) 検査(コア抜き) ・行わない ・行う(抜き取り部の補修方法:) ・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5] 充填材料 ・1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材 ・可とう性エポキシ樹脂 ポリマーセメントモルタルの充填 ・行う ・行わない ・シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂		・上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。	
特記事項	変更事項	日付	22.03.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図番	A-03	
		検印		図名	共通 改修特記仕様書(2)	検印		

5章 建具 改修工事	1 改修工法	・かぶせ工法 ・撤去工法（・引き抜き工法 ・はつり工法）	[5.1.3]
	2 見本の製作等	・建具見本の製作 ・特殊な建具の仮組	[5.1.5]
	3 アルミニウム製建具	外部に面する建具（フロントサッシは除く）	[5.2.2][表5.2.1]
		種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所	
		・A種 S-4 A-3 W-4 70 図示	
		・B種 S-5 100	
		・C種 S-6 A-4 W-5 100	
		表面処理 ・B-1種 ・B-2種（・ブロンズ系 ・ブラス ・ステンカラー）	[5.2.4][表5.2.2]
		内部建具	[5.2.4][表5.2.2]
		表面処理 ・C-1又はB-1種 ・C-2又はB-2種（・ブロンズ系 ・ブラス ・ステンカラー）	
		・D種（・枠付）	
	4 網戸	防虫網	[5.2.3]
		網の種類 ・ステンレス（SUS316）製 ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製	
		形式 ・可動式 ・固定式	
5 樹脂製建具	外部に面する建具（フロントサッシは製造所の仕様による）	[5.3.2][表5.3.1]	
	種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所		
	・A種 S-4 A-4 W-4 70 図示		
	・B種 S-5 100		
	・C種 S-6		
	・防音ドアセット及び防音サッシの適用 種別 ・T-A種 ・T-B種	[5.3.2][表5.3.2]	
	・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用 種別 ・H-A種 ・H-B種	[5.3.2][表5.3.3]	
6 鋼製建具	簡易気密型ドア ・使用する ・使用しない	[5.4.1]	
7 鋼製軽量建具	品質規格 ・改修仕様表5.5.1による	[5.5.2][5.5.4]	
	・製造所標準仕様による		
	簡易気密型ドア ・使用する ・使用しない		
8 ステンレス製建具	表面仕上げ ・H/L仕上げ ・鏡面仕上げ	[5.6.2][5.6.4]	
	曲げ加工 ・普通仕上げ ・角出しまげ		
	簡易気密型ドア ・使用する ・使用しない		
9 建具用金物	マスターキー ・製作する ・製作しない（既設マスター合わせ）	[5.7.4]	
	モノロック ゴール（UH） 美和ロック（U9HK）		
	シリンドー箱錠 ゴール（AS） 美和ロック（U9HK, MA, LH, LA）		
	シリンドー本締り錠 ゴール（HD） 美和ロック（U9BH, DA）		
	ドアクローザー ダイハツディーゼル機器（大島機工、ニッカナ）		
	フロアヒンジ 日本ドアチェック製造、美和ロック、リョービ		
	ヒンジクローザー 大島機工（ニッカナ、美和ロック）、日本ドアチェック製造、リョービ		
	押板、取手 樹建工業、ユニオン		
10 自動ドア開閉装置	開閉方法 ・スライディングドア ・スイングドア	[5.8.2][5.8.3][表5.8.1~5.8.3]	
	センサーの種類 ・マットスイッチ ・光線スイッチ ・熱線スイッチ		
11 自閉式上吊り引戸装置	品質規格 ・改修仕様5.9.3による	[5.9.3][表5.9.1]	
	・製造所標準仕様による		
12 重量シャッター	種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター	[5.10.2][表5.10.1]	
	・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター		
	開閉機能 ・上部電動式（手動併用） ・上部手動式	[5.10.2]	
	スラット 材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板	[5.10.3]	
	形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	[5.11.4]	
	シャッターケース（防火・防煙以外のもの） ・設ける ・設けない		
	危害防止機構 ・障害物感知装置（自動閉鎖型）		
	・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの		
	耐風圧性能（ ）N/m ² （一般重量・外壁用防火のもの）		
13 軽量シャッター	開閉形式 ・手動式 ・上部電動式（手動併用）	[5.11.2][表5.11.1]	
	スラット 材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板	[5.11.3]	
	形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	[5.11.4]	
	耐風圧性能（ ）N/m ²		
14 その他のシャッター	・オーバーヘッドドア		
	・リンググリルシャッター		

6章 内装 改修工事	15 ガラス	種類・厚さ ・ 建具表による	[5.13.2]
	16 ガラスの留め材	種別（区分は図示による）	[5.13.2][表5.13.1]
		・シーリング材（SR-1, シリコン系, 9030G） ・ガasket	
	17 ガラス用フィルム	品質は、JIS A5759による	
		・熱線遮断用フィルム 種類（・第2種 ・ ） 張り面（・内張 ・外張）	
		性能値 ・層間変位試験に適合するもの（B法）	
	1 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲	[6.1.3]
		・壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示による範囲	
		天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲	
		・壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示による範囲	
		天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲	
		・既存のまま ・図示による範囲	
	2 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の撤去 ・仕上げ材のみ（接着剤とも）	[6.2.2]
		・下地モルタルとも（・図示の範囲 ・除去範囲全て）	
	改修後の床の清掃範囲 ・改修箇所の室内 ・図示		
	合成樹脂塗りの床の除去 ・機械的除去工法 ・目荒工法		
3 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修	[4.4.9][6.3.2]	
	・図示 ・モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強 ・行う ・行わない）		
4 木下地等	表面の仕上がり ・A種 ・B種 ・C種	[6.5.1][表6.5.1]	
	木材の含水率 ・A種 ・B種	[6.5.2][表6.5.2]	
	木材の品質 ・改修仕様6.5.2による ・市販品	[6.5.2][表6.5.3]	
	樹種 構造材 ・杉 ・松 ・ひのき		
	造作材 ・杉 ・松 ・ひのき		
	代用樹種 ・改修仕様表6.5.4による	[6.5.2][表6.5.4]	
	・代用樹種を適用しない箇所（ ）		
	防蟻処理 ・行わない ・行う（箇所一 際根太、畳下床組）		
	木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤は、監督職員の承諾するものとする。		
	・9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。		
5 集成材等	集成材の材質 ・6.5.2(B)による		
	ホルムアルデヒド放散量 ・規制対象外 ・第三種		
	集成材の等級		
	品名 規格・品質 芯材の樹種 施工箇所		
	・集成材 ・一般材 ・たも ・なら ・しおじ 休憩室上り框		
	・構造用集成材 ・1種 ・2種 ・		
	・造作用集成材 ・1等 ・2等 ・		
	・化粧ばり造作用集成材 ・1等 ・2等 ・針葉樹単一樹種		
6 接着剤	・木工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種	[6.5.2]	
	・壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種	[6.8.2][6.14.2]	
7 床板張り	フローリング及び縁甲板張り床	[表6.5.10]	
	下張り用床板		
	・無し		
	・有り ・合板張り ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外		
	・単層フローリング（仕様19.5.2による）		
	床板		
	ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種		
	・縁甲板 ・ひのき		
8 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋内（・19形 ・25形） 屋外（・25形 ・19形）	[6.6.2][表6.6.1]	
	既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない	[6.6.4]	
	あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない		
	耐震補強 ・行う（図示）		
	屋外軒天井及びピロティ天井補強 ・図示		
9 軽量鉄骨壁下地	スタッドの高さが5mを超える場合 ・図示		
10 ビニル床シート	工法 ・熱溶接工法 ・突付け（施工箇所）	[6.8.2][6.8.3]	
	種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) 備考		
	・発泡層のないもの ・FS ・無地 ・マープル柄 ・2.5 ・2.0		
	・防汚性ビニル床シート		
	・2.5 ・2.0		
	接着材 ・改修仕様表6.8.1による ・エポキシ樹脂系		

11 ビニル床 タイル			[6.8.2]
		種類 JISの記号 厚さ(mm) 備考	
		・単層ビニル床タイル T T 2.0	
		・複層ビニル床タイル F T	
		・コンポジションビニル床タイル K T	
		接着材 ・改修仕様表6.8.1による ・エポキシ樹脂系	
			[6.8.2]
		種類 厚さ(mm) 性能	
		・単層ビニル床タイル 2.0 体積抵抗値 1.0x10 ⁹ Ω以下又は	
		・複層ビニル床タイル 漏えい抵抗値 1.0x10 ¹⁰ Ω以下	
		・コンポジションビニル床タイル	
			[6.8.2]
		視覚障害者用床タイル	
		種類 寸法(mm) 施工箇所	
	・塩化ビニル製 300x300		
	・レジンコンクリート製		
	・磁器又はせっ器質タイル		
12 帯電防止ビニル床タイル			
13 誘導用及び注意喚起用床材			
14 ビニル幅木	高さ(mm) ・60 ・75 ・100		
15 カーペット敷き	・織じゅうたん	[6.9.2][6.9.3][表6.9.1]	
	種別 バイル形状 色柄等 備考		
	・A種 ・カットバイル ・無地		
	・B種 ・ループバイル ・柄物（標準品）		
	・C種 ・カット、ループバイル併用		
	耐電性 ・人体帯電圧3kV以下		
	・タフテッドカーペット	[6.9.2][6.9.3][表6.9.2]	
	バイル形状 バイル長(mm) 工法 帯電性		
	・カットバイル ・5~7 ・全面接着工法 人体帯電圧		
	・ループバイル ・4~6 ・グリッパー工法 ・3kV以下		
	・カット、ループバイル併用		
	耐電性 ・人体帯電圧3kV以下		
	・タイルカーペット	[6.9.2][6.9.3][表6.9.2]	
	バイル形状 種類 寸法(mm) 総厚さ(mm) 施工箇所		
	・ループバイル ・第一種 500x500 6.5		
	・第二種		
	・カットバイル		
	・カット、ループ併用		
	下敷き材 種類 ・第二種二号 厚さ 8.0mm		
16 合成樹脂塗床		[6.10.3][表6.10.4~表6.10.8]	
	・弾性ウレタン塗床材 ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ		
	・エポキシ樹脂塗床材 ・薄膜流し展べ仕上げ ・防滑仕上げ		
	・厚膜流し展べ仕上げ（・平滑 ・防滑）		
	・樹脂モルタル仕上げ（・平滑 ・防滑）		
	ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種		
17 フローリング張り		[6.11.2~6.11.7][表6.11.1~表6.11.4]	
	種別 樹種 工法 塗装		
	・天然木化粧複合フローリング ・なら ・釘止め工法（G種） ・塗装品 t2(一種)以上		
	・単層フローリング ・ひのき ・接着工法 ・無塗装品		
	・モザイクパーケット張り		
	ホルムアルデヒドの放散量 ・規制対象外 ・第三種		
18 畳敷き	種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（K T-Ⅲ）	[6.12.2][表6.12.1]	

6章 内装改修工事

19 せっこうボード
その他ボード張り

Table with columns: 種類, JISの記号, 厚さ(mm)、規格等. Lists various board types like 硬質木毛セメント板, 普通木毛セメント板, etc.

20 せっこうボードの
目地処理

目地処理の種類等 [6.13.3][表6.13.5]. Includes 継目処理工法, 突付け工法, 目透し工法.

21 壁紙張り

Table with columns: 施工箇所, 壁紙の種類, 防火性能, 備考. Lists 保育室・乳児保育室, etc.

モルタル及びプaster面の下地調整 [表7.2.5]. 石こうボード及びその他ボード面の下地調整 [表7.2.7].

22 磁器器質タイル張り

Table with columns: 施工箇所, 形状寸法(mm), 用途による区分, 耐凍害性, 色調, うわぐすり, 役物. Lists テラス段鼻, etc.

タイルの見本焼き [6.16.5]. 内装タイル, 壁タイル接着剤張り, 改良積上げ張り.

23 セルフレベリング

セルフレベリング材の種類 [6.17.1][表6.17.1]. セッコウ系, セメント系.

24 断熱材

Table with columns: 種類, 施工箇所, 厚さ(mm), 品質等. Lists 押出法ポリスチレンフォーム, etc.

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量 [表7.2.3].

25 可動間仕切

Table with columns: 構造形式, ハリ部の総厚さ(mm), 表面材種 厚さ(mm), 表面仕上げ. Lists パネル式, スタッド式, etc.

26 フリーアクセス
フロア

Table with columns: 施工箇所, 仕上り高, 耐震性能, 耐荷重性能, 表面仕上げ材. Lists 製造所, etc.

27 移動間仕切り

パネル表面材 [20.2.4]. パネル及び圧着装置の操作方法.

28 トイレブース

パネル表面材 [20.2.5]. 脚部, 幅木タイプ, 脚金物タイプ.

29 階段滑り止め

材種 [20.2.6]. ステンレス製ビニルタイヤ入り. 寸法, 幅 35mm.

30 黒板及び
ホワイトボード

黒板 [20.2.8]. 種類: ホーロー黒板, 焼付け鋼製黒板, ホーロー白板.

31 ブラインド

既存再使用する [2.3.1][5.1.6]. 新設する [20.2.12].

Table with columns: 形式, 種類, スラットの材種・幅(mm), 施工箇所. Lists 横型, 縦型.

32 カーテン

既存再使用する [2.3.1][5.1.6]. 新設する [20.2.14].

Table with columns: 施工箇所, 名称・品質, ひだの種類, 形式. Lists 便所(1), 便所(2), etc.

防火加工 [4]. カーテンレール [アルミニウム製, ステンレス製].

33 点検口

天井点検口 [アルミニウム製]. 床点検口 [アルミニウム製].

34 流し台ユニット

Table with columns: 種類, 寸法, 適用内容, 規格・品質等. Lists 流し台, コンロ台.

7章 塗装改修工事

①材料一般

屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 [7.1.3].

②下地調整

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1]. 下地調整 [表7.2.1~表7.2.7].

Table with columns: 下地面の種類, 下地調整の種類別, 備考. Lists 木部, 鉄鋼面, etc.

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~表7.2.6].

3 錆止め塗料塗り

塗料種別 [表7.3.1]. 屋外, 屋内. 塗り工法 [表7.3.3][表7.3.4].

4 合成樹脂調合
ペイント塗り(SOP)

Table with columns: 下地の種類, 塗料種類, 塗り工法. Lists 木部, 鉄鋼面, etc.

5 フタル酸樹脂
エナメル塗り(FE)

木部 [7.6.2][表7.6.1]. 鉄鋼面, 亜鉛めっき面 [7.6.3][表7.6.2].

6 アクリル樹脂系非水
分散形塗料(NAD)

塗替えの場合の下地調整 [7.2.5][7.2.6]. 塗り工法の種別 [7.2.7][表7.7.1].

7 耐候性塗料塗り(DP)

塗替えの場合の下地調整 [7.2.2][表7.2.1] ~ [7.2.7][表7.2.7].

鉄鋼面 [7.8.2][表7.8.1]. 亜鉛めっき面 [7.8.3][表7.8.2]. 上塗種別 [7.8.4][表7.8.3].

8 つや有合成樹脂
エマルジョン
ペイント塗り(EP-G)

Table with columns: 下地の種類, 塗り工法. Lists コンクリート, モルタル, etc.

9 合成樹脂エマルシ
ンペイント塗り(EP)

塗り工法の種別 [7.10.2][表7.10.1].

①合成樹脂エマルジョン
塗料塗り(EP-T)

Table with columns: 既存塗膜, 下地調整, 種別. Lists 合成樹脂エマルジョン模様塗り, etc.

11 ウレタン樹脂
ワニス塗り(UO)

塗り工法の種別 [7.12.2][表7.12.1]. 塗料の種別 [1液形, 2液形].

12 木材保護塗料塗り
(WP)

工法 [7.15.2][表7.15.1].

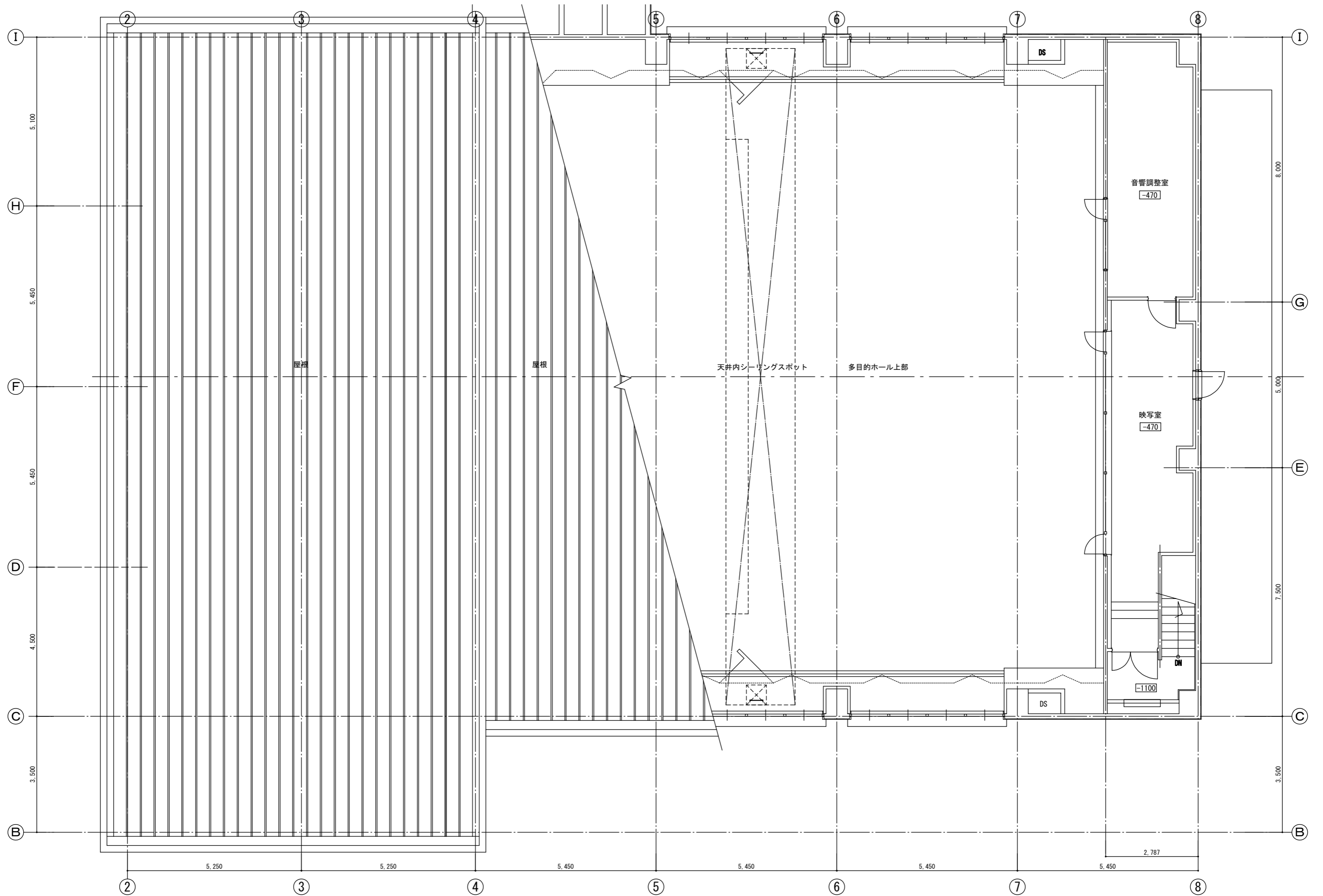
9章 環境配慮 改修工事	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。		除去工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去工法と同等とする。	6 路盤の構成及び仕上げ 7 アスファルト舗装	・標仕22.3.2(C)は適用しない (22.3.2)(表22.3.2) 構成及び厚さ ・車道部の基層なし 基層 ー 表層 50mm (22.4.2) ・車道部の基層有り 基層 50mm 表層 30mm ・歩道部 基層 ー 表層 30mm 配合その他 (22.4.4) 加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.6) 基層 ・粗粒度アスファルト混合物(20) 表層 ・密粒度アスファルト混合物(13)又は密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13)又は細粒度ギャップアスファルト混合物(13F) 試験練り ・行う ・行わない シールコート ・行う ・行わない (22.4.5) 切取り試験 ・行う ・行わない (22.4.6) 平坦性 ・通行に支障となる水たまりを生じない程度 アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない																																																			
	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ・図示		除去工法の試験施工 ・行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ・「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他()	8 コンクリート舗装	構成及び厚さ ・表22.5.1による ・図示による (22.5.2)(表22.5.1) コンクリート ・表22.5.2による ・図示による (22.5.3)(表22.5.2) 注入目地材 ・低弾性タイプ ・高弾性タイプ (表22.5.3) 厚さの試験 ・行う ・行わない (22.5.6) 平坦性 ・通行に支障となる水たまりを生じない程度																																																			
	3 アスベストの含有調査	分析による確認 ・行う(下表による) ○行わない <table border="1"> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・定性分析(3 ・)</td> <td>・定量分析(・3 ・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・定性分析(3 ・)</td> <td>・定量分析(・3 ・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・定性分析(3 ・)</td> <td>・定量分析(・3 ・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・定性分析(3 ・)</td> <td>・定量分析(・3 ・)</td> </tr> </table>	材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数		・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)		・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)		・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)		・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)		官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない 外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は不要とする。 アスベスト粉じん濃度測定 ・行う(試験施工時) ・行わない [9.1.3] 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排気吹出し口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	負圧・除じん装置の排気吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気	9 カラー舗装	構成及び厚さ ・表22.6.1による ・ (22.6.2)(表22.6.1) 舗装の種類 ・加熱系(・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物) ・常温系(・ニート工法 ・塗布工法) 車道部の基層 ・有り ・無し
	材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数																																																						
		・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)																																																						
	・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)																																																							
	・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)																																																							
	・定性分析(3 ・)	・定量分析(・3 ・)																																																							
測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																																					
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																					
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																																					
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																					
	測定4	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認																																																					
	測定5	負圧・除じん装置の排気吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																					
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																					
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																					
4 アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 [9.1.3] 除去吹付け材()含有場所() 吹付けアスベストの施工数量調査 ・行う アスベスト粉じん濃度測定 ・行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>負圧・除じん装置の排気吹出し口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	負圧・除じん装置の排気吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気	6 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 [9.1.4] 除去保温材()含有場所() 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	10 透水性アスファルト舗装	厚さ ・歩道部30mm ・ (22.7.2) 平坦性 ・著しい不陸がないもの アスファルト ・歩道部 ・ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1) 試験練り ・行う ・行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)																
測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																																					
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																					
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																																					
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																					
	測定4	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認																																																					
	測定5	負圧・除じん装置の排気吹出し口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																					
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																					
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																					
5 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有箇所 ・吹付主剤 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上) アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材()含有場所() 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ・全面撤去 ・塗膜の劣化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による 外壁補修等作業はUカット工法、アンカーピンニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法、足場アンカー設置、コア抜き等軽微な作業を示す。	7 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 [9.1.5] 除去成形板() 含有場所() 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	11 ブロック系舗装	目地材 ・砂 ・モルタル (22.8.2) 舗石の基層 ・コンクリート舗装 ・アスファルト舗装 平坦性 ・歩行に支障となる段差がない(3mm以下) 舗石の種類 ・形状 ・寸法 (22.8.3) コンクリート平板の種類及び寸法 ・N300 ・形状 インターロッキングブロック 材質 形状 普通 t=60 クッション材 ・砂 ・空練りモルタル 表面加工 種類 寸法																																																				
特記事項	変更事項		8 特記事項 ・本工事に配置管理させる者(有資格者) ・特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)	12 砂利敷き	材料 ・A種(通路) ・B種(建物周囲その他) (22.9.2)																																																				
		舗装工事	1 路床 ・遮断層 厚さ(mm) ・ 材料 ・川砂、海砂、良質な山砂 ・ (22.2.2) ・路床安定処理 厚さ(mm) ・ 添加材料の種類 ・盛土材料 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1) ・フィルター層 厚み ・車道150mm歩道50mm ・ (22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1) ジオテキスタイル 品質 (22.2.3)																																																						
			2 路床土の支持力比試験 ・行う(・乱した土 ・乱さない土) ・行わない (22.2.5)																																																						
			3 路床締固め度の試験 ・行わない ・行う (22.2.5)																																																						
			4 砂の粒度試験 ・行わない ・行う																																																						
			5 路盤材料 路盤の厚さ 車道部(・150 ・)mm 歩道部(・100 ・)mm (22.3.2) 種別及び呼び名 ・クラッシュランC-40又はクラッシュランスラッグCS-40 再生クラッシュランRC-40 締固め度の検査 ・行う (箇所) ・行わない																																																						
特記事項	変更事項			日付 22.03.17	図面番号 A-06																																																				
				検印	検印																																																				
				署名 共通	署名 共通																																																				
				改修特記仕様書(5)																																																					

鴻池CSFP工法(帯塗・ワイヤタイプ) 特記仕様書																													
1. 設計者および施工者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の設計者は、CSFP工法協会（以下、本協会）の会員（企業・団体）の一級建築士事務所、または本協会より技術指導を受けた一級建築士事務所が、CSFP工法設計施工指針に基づき個々の物件に応じた設計を行う。 本工法の施工者は、本協会の会員又は会員を含む共同企業体とする。（部分下請業者含む） 																												
2. 準拠基準・法令指針等	<ul style="list-style-type: none"> CSFP工法設計施工指針に定める以外の事項については、建築基準法・同施行令・国土交通省告示による他、（一社）日本建築学会等の基準・指針類に準拠する。 																												
3. 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 本工法の天井は下記条件を満たすことを原則とする。 <ol style="list-style-type: none"> 天井面はフラットとする。ただし、勾配5/100程度までの斜め天井または端部接線勾配5/100程度までの曲面天井（下に凸のみ）には適用可能とする。 天井面の段差はワイヤスパンの5/100（スパン1800mmの場合は90mm）以下の場合、当工法を適用することができる。ただし、この場合のワイヤ張り方向は、段差に平行な方向とし、ワイヤが段差を跨いではならない。天井面の段差がワイヤスパンの5/100を超える場合は、当工法を適用することができない。ただし、段差両側の天井が構造的に独立している場合は、個々の天井に対して個別に当工法の適用を検討することができる。 天井面構成部材等の質量が20kg/m²以下の吊り天井とする。 脱着防止措置が施されていない設備機器や天井点検口については、別途、落下防止対策を行う。 吊りワイヤを取り付ける既存吊りボルトのスパンは原則として1800mm以下とする。1800mmを超える場合、当該天井の重量に応じて、天井受けワイヤ及び天井受けワイヤ固定部、吊りワイヤ及び吊りワイヤ固定部、既存吊りボルトの強度検討を行い、各部材および既存吊りボルトの安全性が確認できた場合には採用可能とする。 繊維強化塗料を塗る際、内装制限が適用される居室については天井面積の1/10を超えない範囲とする。 適用できる天井は屋内の既存吊り天井（特定天井を含む）とし、建物の面積、用途、構造種別などによる制限は行わない。 天井面の勾配・段差、天井質量が上記の条件を満たさない場合は、別途構造検討を行い安全性を確認することで、本工法に準じて以下の仕様を適用することができる。 																												
4. 繊維強化塗料	<ul style="list-style-type: none"> 使用する繊維強化塗料及び標準塗布量、標準塗膜厚さは表1による。「塗膜厚さ」は、施工した塗料が乾燥して硬化した時の厚さと定義する。 使用材料はF☆☆☆☆製品とする。 <p>表1: 繊維強化塗料と標準使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>名称</th> <th>塗装方法</th> <th>塗装回数</th> <th>塗幅 mm</th> <th>塗布量 kg/m²</th> <th>塗膜厚さ (μm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①下塗</td> <td>JKタイトシーラー^{※1}</td> <td>ローラーはけ塗</td> <td>1回</td> <td>45</td> <td>4~7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②中塗</td> <td>JKタイト^{※2}</td> <td>コーキングガンへら塗り</td> <td>1回</td> <td>45</td> <td>85以上</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td>③上塗</td> <td>JKタイトトップ^{※3}</td> <td>ローラーはけ塗</td> <td>2回</td> <td>45</td> <td>8~13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 被着体表面の状況や作業環境に応じて変更する場合がある。 ※2: 繊維強化塗料の主材。 ※3: 着色仕上げの場合は「JKタイトトップWSS」を用いて塗装する。</p>	工程	名称	塗装方法	塗装回数	塗幅 mm	塗布量 kg/m ²	塗膜厚さ (μm)	①下塗	JKタイトシーラー ^{※1}	ローラーはけ塗	1回	45	4~7	-	②中塗	JKタイト ^{※2}	コーキングガンへら塗り	1回	45	85以上	0.3以上	③上塗	JKタイトトップ ^{※3}	ローラーはけ塗	2回	45	8~13	-
工程	名称	塗装方法	塗装回数	塗幅 mm	塗布量 kg/m ²	塗膜厚さ (μm)																							
①下塗	JKタイトシーラー ^{※1}	ローラーはけ塗	1回	45	4~7	-																							
②中塗	JKタイト ^{※2}	コーキングガンへら塗り	1回	45	85以上	0.3以上																							
③上塗	JKタイトトップ ^{※3}	ローラーはけ塗	2回	45	8~13	-																							

5. 吊りワイヤ及び天井受けワイヤ	<ul style="list-style-type: none"> 塗装の塗膜厚さ（施工長さ1m当たりの平均値）は0.3mm以上とする。 塗幅の平均値は45mm以上とし、ボード面への塗りかけ幅を15mm以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> 吊りワイヤ、天井受けワイヤ及び取付金物は下記とする。 <ol style="list-style-type: none"> 吊りワイヤ、天井受けワイヤ（●表示を適用） <ul style="list-style-type: none"> ○・スチールワイヤ：構成記号6×19、ワイヤ公称径：3.5mm ミルシートによる破断強度7230N以上 ●・ステンレスワイヤ：構成記号7×19、ワイヤ公称径：3.5mm ミルシートによる破断強度8190N以上 取付金物 <ul style="list-style-type: none"> 吊りワイヤ取付金物（以下「部材A」） FB-30mm×2.3mm（材料：溶融亜鉛メッキ鋼板SGHC 規格：JIS G 3302） 天井受けワイヤ取付金物（以下「部材B」） FB-20mm×2.3mm（材料：溶融亜鉛メッキ鋼板SGHC 規格：JIS G 3302） ボルトクリップ <ul style="list-style-type: none"> M10（材料：SUS304 規格：JIS G 4308（ボルト・ナット） 規格：JIS G 4305（ワッシャー）） <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の部材を使用する場合は、要素試験の実施等、別途検討を行い、構造安全性を確認する。 上記吊りワイヤ取付金物（「部材A」）を用いず、直接横架材等に吊りワイヤを設置する場合も、構造安全性が確認できれば本工法として適用できる。
6. 既存天井の事前調査	<ul style="list-style-type: none"> 工事に際しては改修対象部位について、CSFP工法の適合性と作業条件を確認する。 以下の項目について実地検査を行う。 <p>[吊りボルト]</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存天井吊りボルトの引抜き強度試験 <ul style="list-style-type: none"> 引抜き強度試験は、対象階ごとに最低3ヶ所とし、引張試験機を使用して行う。 吊りボルト1本当たりの引抜き強度が $T2 = \text{天井自重} \times 1.8 \times 1.8 \times 2.0 (\text{衝撃係数}) \times 1.5 (\text{安全率}) \times g$ 以上であることを確認する。 T2: 天井材脱落時の衝撃荷重を考慮して生ずる吊りボルトの張力 g: 重力加速度 ex. 天井重量が20kg/m²の場合 $T2 = 20 \times 1.8 \times 1.8 \times 2.0 \times 1.5 \times g = 1.91 \text{ kN}$ <ul style="list-style-type: none"> 対象階ごとに3ヶ所とも必要強度以上であることを確認する。1本でも下回った場合は、対象階の5%の本数を追加して引張試験を行い、全ての吊りボルトの引抜き強度が必要強度以上であることを確認する。 追加試験においても必要強度を満足しない場合は、本工法（既存吊りボルトを用いた工法）は適用しない。ただし、あと施工アンカー等により吊りボルトを全数やり替える場合には適用可能とする。 落下防止支持材として既存天井吊りボルトを用いない場合は、引抜き試験は不要とする。

7. 品質管理・検査	<p>[天井ボード]</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存天井ボードの表層強度試験 <ul style="list-style-type: none"> 天井ボードの表層強度は、ブルオフ法による引張試験により測定を行う。 測定は、対象天井ごとに3ヶ所以上とし、表層強度の平均値が0.04N/mm²を下回らないことを確認する。 既存ボード面が塗装仕上の場合、新旧塗膜の間で界面破壊しないことを確認する。 <p>[繊維強化塗料]</p> <ol style="list-style-type: none"> 検査ロットと測定頻度 <ul style="list-style-type: none"> 全ての施工範囲を対象とし、塗膜10ライン以内を1ロットとする。 1ロットあたり1ラインを抽出し、1ラインにつき3ヶ所、塗膜厚及び塗膜幅を測定する。 1ラインの長さが10mを超える場合は、10mごとに測定部位を1ヶ所追加する。 塗膜厚の検査 <ul style="list-style-type: none"> ラインごとに乾燥塗膜厚の平均値が0.3mm以上であることを確認する。 ロックウール化整板等、膜厚計による測定が困難な場合は、上記検査頻度で工程内検査を行い、中塗直後の塗膜厚が1.0mm以上であることをウェットゲージにより確認する。 塗膜幅の検査 <ul style="list-style-type: none"> ラインごとに塗膜幅の平均値が45mm以上、かつボード面への塗りかけ巾が15mm以上であることを確認する。 <p>[吊りワイヤ・天井受けワイヤ・取付金物]</p> <ol style="list-style-type: none"> 検査ロットと測定頻度 <ul style="list-style-type: none"> 全ての施工範囲を対象とし、目視検査及びトルク確認を行う。 目視検査 <ul style="list-style-type: none"> 施工箇所全数について、下記の確認を行う。 ボルトクリップにより、天井受けワイヤ取付金物（部材B）、吊りワイヤ、天井ワイヤが適正な順序で緊結されていること。 ボルトクリップのナットはワッシャーを挿入して締め付け、締付後にボルト先端がナットから2山以上出ていること。 天井受けワイヤに緩みがないこと。 ボルトクリップのトルク確認 <ul style="list-style-type: none"> 午前・午後の作業開始時に行う。 トルクレンチを用い、15N・m以上のトルクが導入されていることを3ヶ所で確認する。
拡頭ワッシャーによる工法	<ul style="list-style-type: none"> CSFP協会「拡頭ワッシャー等による天井構成材の落下防止工法」設計指針・同解説に準ずる。

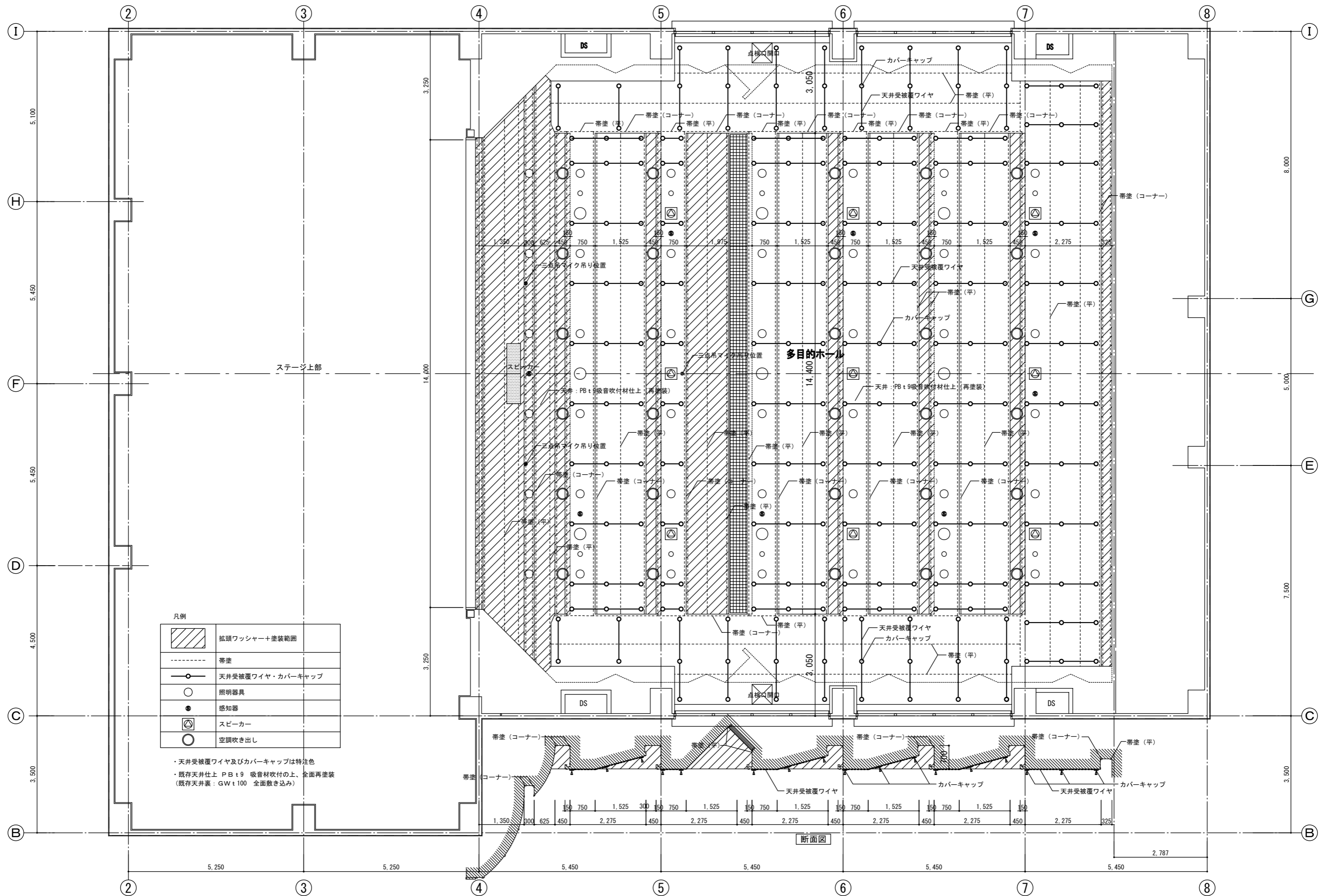
変更事項	・	日付	2023.03.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-07
	・	検図		図名	天井落下防止工法特記仕様書	縮尺	A3版 - A1版 -
	・	担当		検印			



変更事項	・
	・
	・
日付	・

日付	22.03.17
検図	
担当	

名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-10
図名	3階平面詳細図	縮尺	A3版1/100 A1版1/50
検印			



凡例

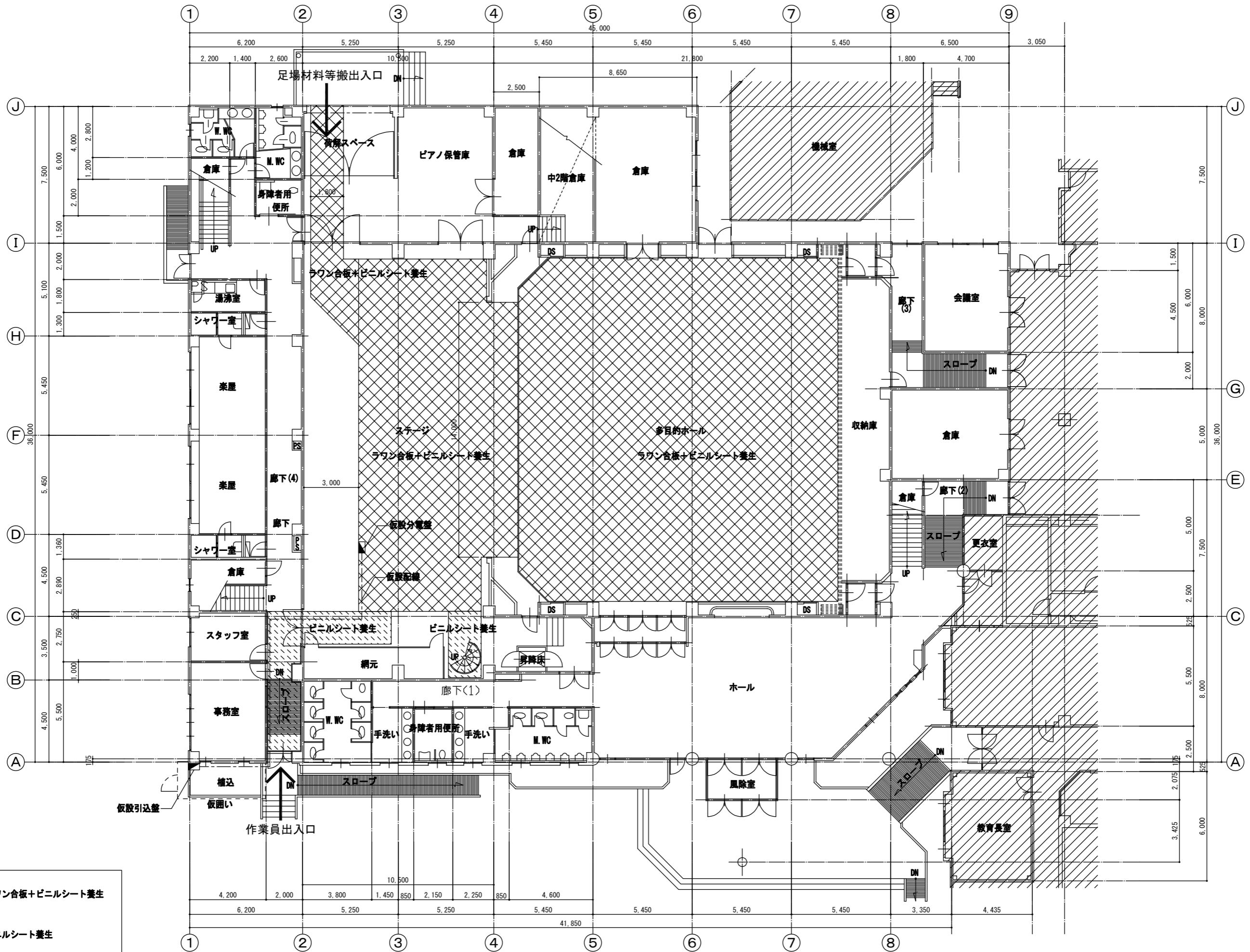
	拡頭ワッシャー+塗装範囲
	帯塗
	天井受被覆ワイヤ・カバーキャップ
	照明器具
	感知器
	スピーカー
	空調吹き出し

・天井受被覆ワイヤ及びカバーキャップは特注色
 ・既存天井仕上 PB t 9 吸音材吹付の上、全面再塗装
 (既存天井裏: GW t 100 全面敷き込み)

断面図

変更事項
日付

日付	22.03.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-13
検図		図名	改修天井伏図	縮尺	A3版1/100 A1版1/50
担当		検印			

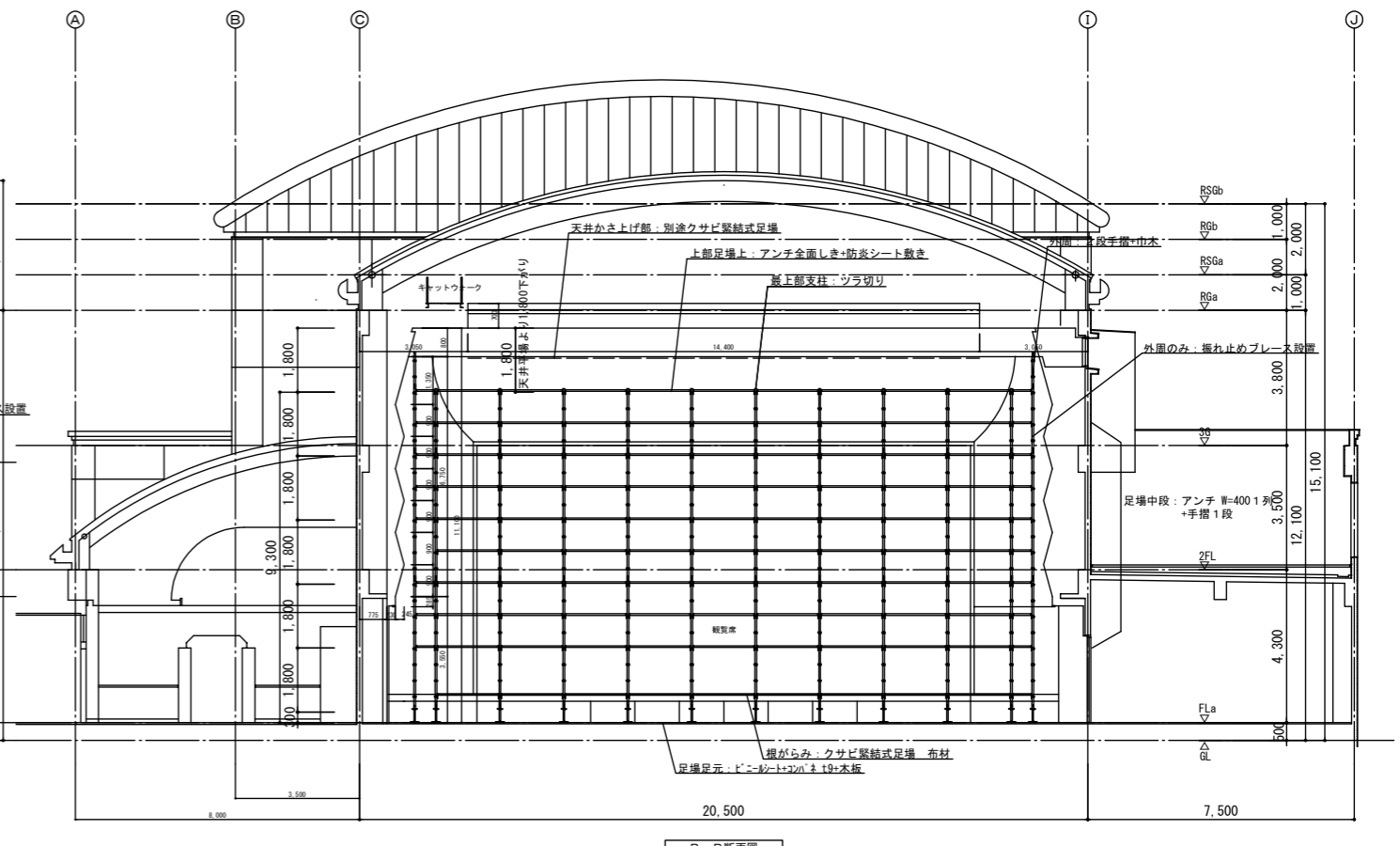
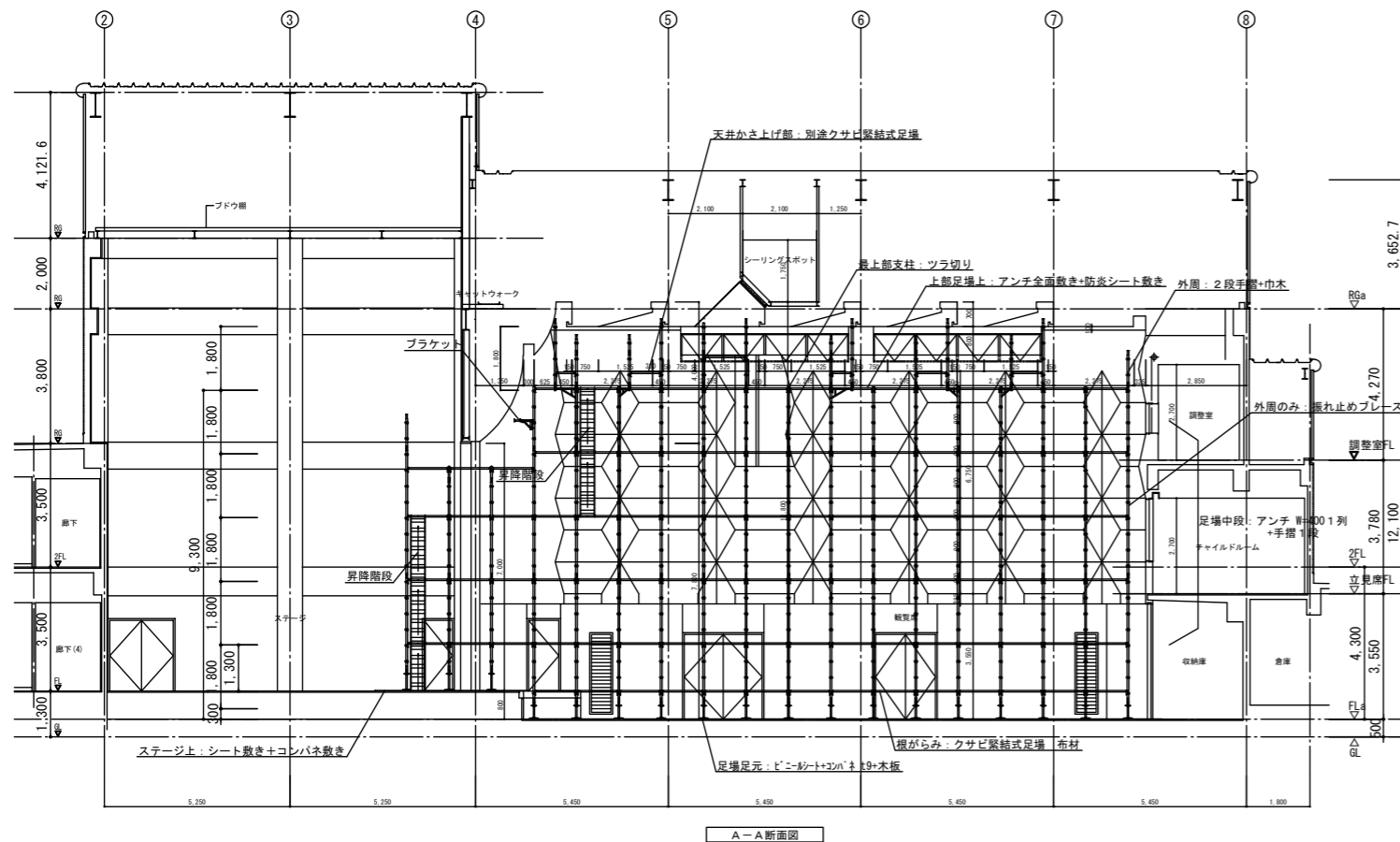
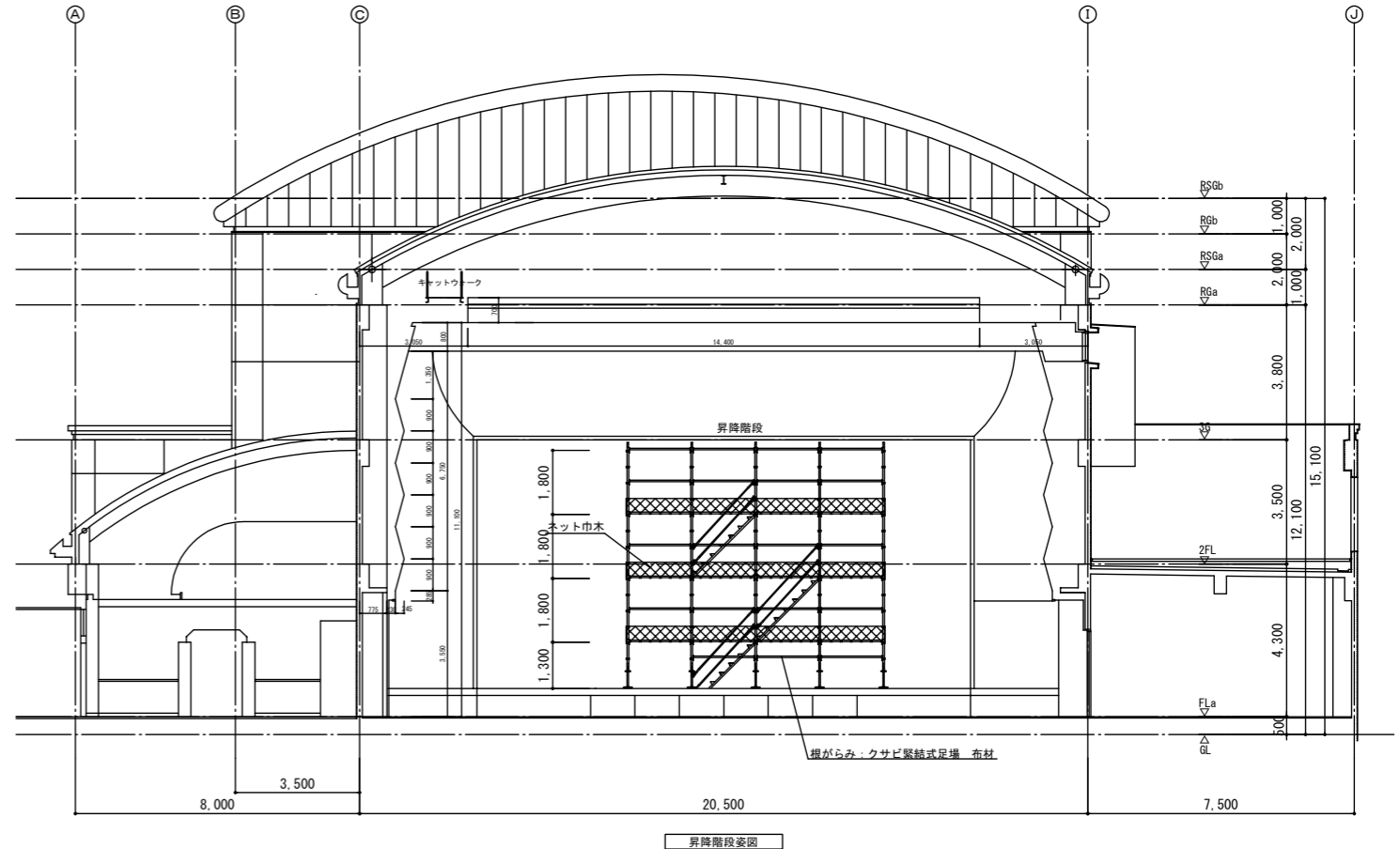
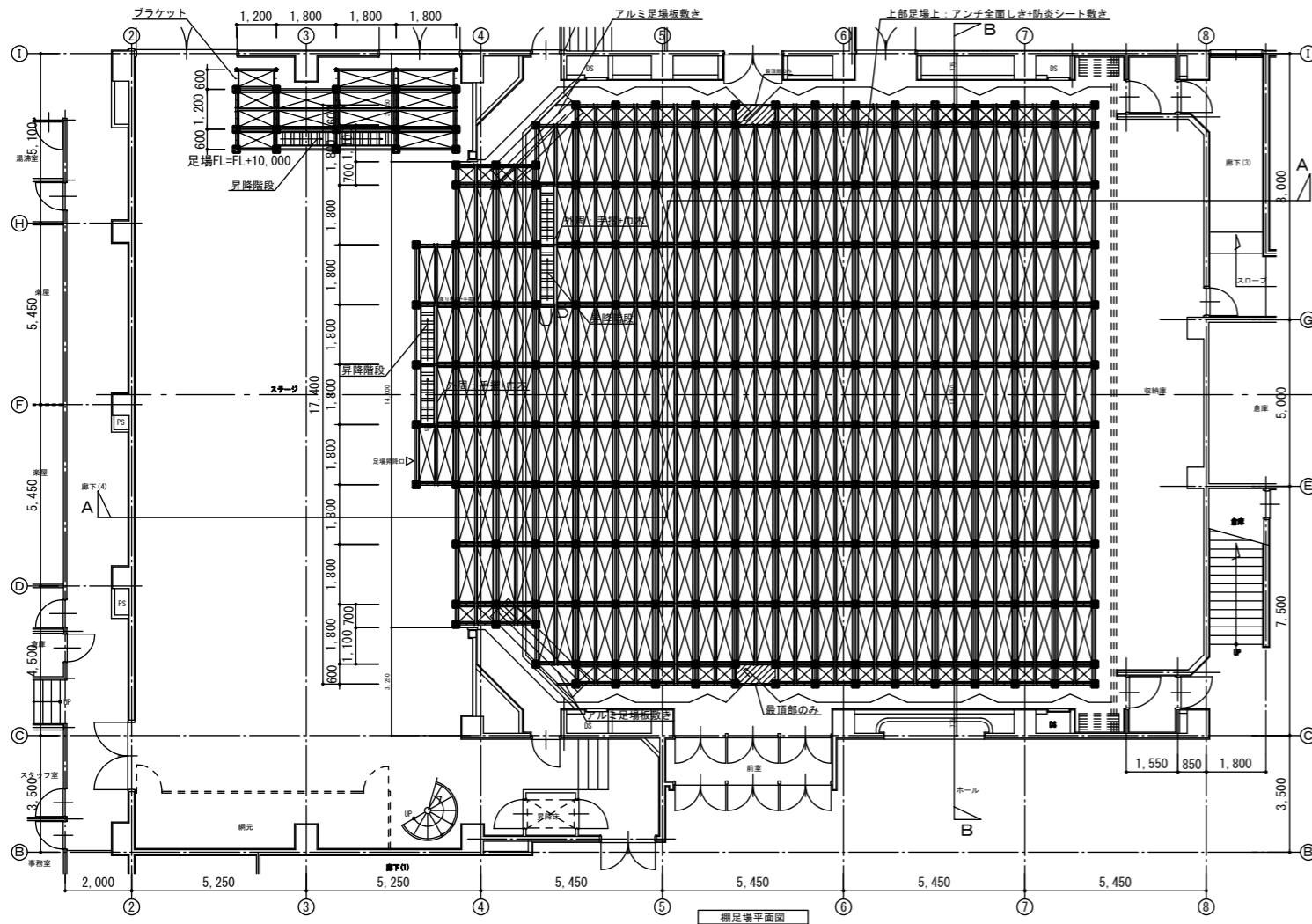


■床養生凡例

	ラワン合板+ビニルシート養生
	ビニルシート養生

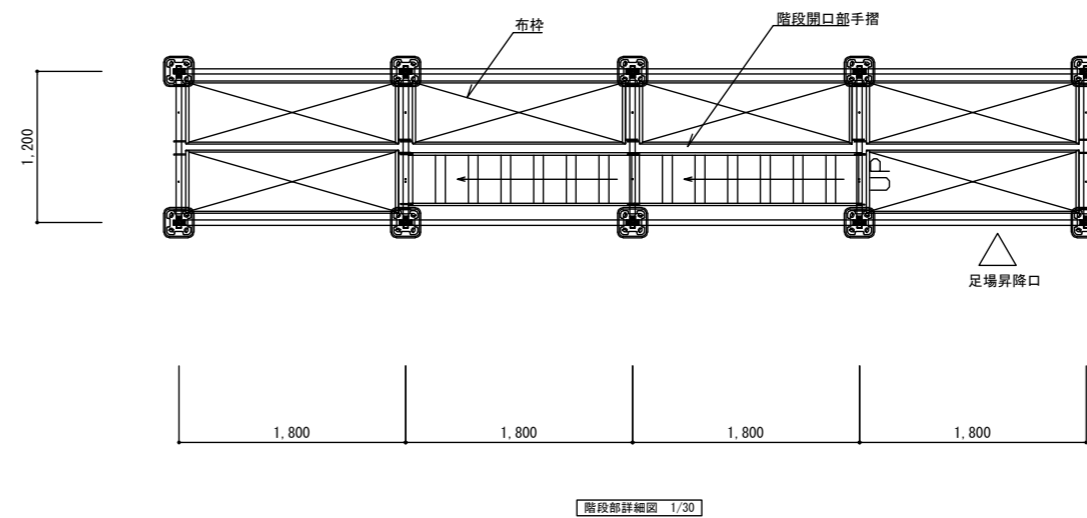
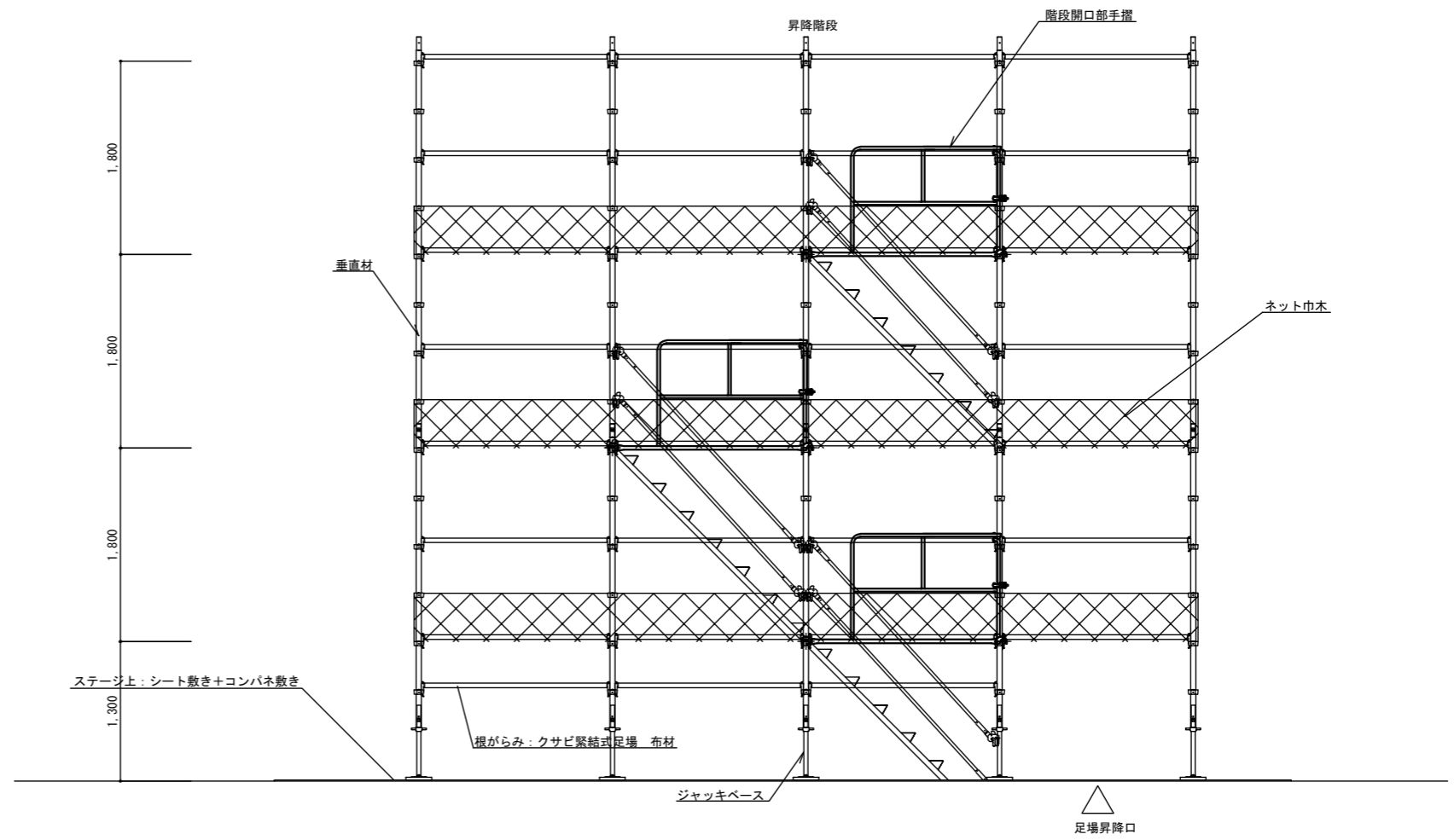
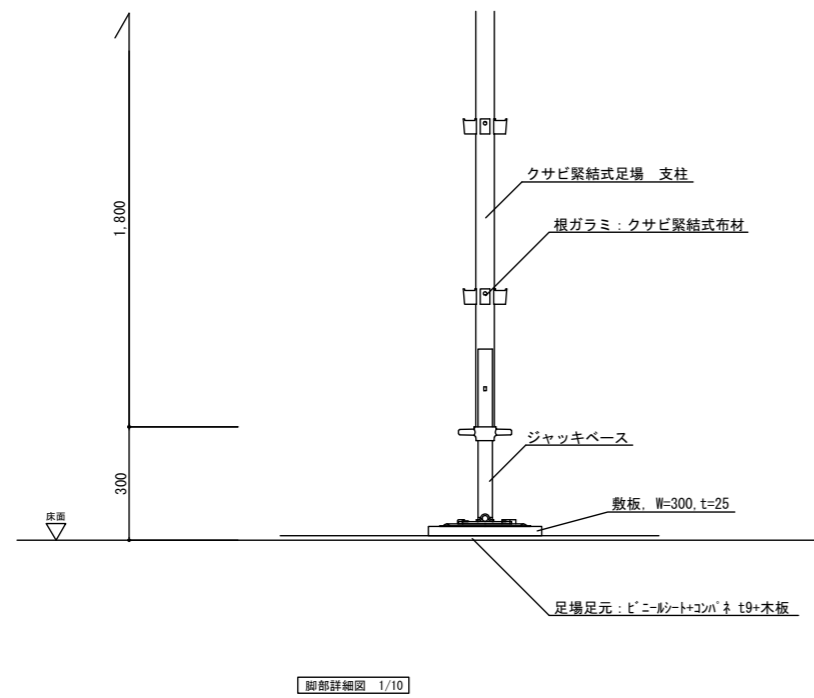
変更事項	
日付	

日付	22.02.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-17
棟名		図名		縮尺	A3版1/200 A1版1/100
担当		図名	仮設計画1階平面図	検印	



変更事項	日付

日付	22.03.17	名称	青山ホール 特定天井改修工事	図面番号	A-18
検図		図名	棚足場計画図	縮尺	A3版1/200 A1版1/100
担当		検印			



変更事項	・
	・
	・
	・
日付	・

日付	22.03.17	名称	青山ホール特定天井改修工事	図面番号	A-19
検図		図名	棚足場部分詳細図	検印	
担当		縮尺	A3版1/60 A1版1/30		

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

I 工事名称	青山ホール特定天井改修工事			
II 工事場所	三重県伊賀市阿保1411-1 地内			
III 建物概要				
建物名称	構 造	延面積 (㎡)	消法令の適用	備 考
青山ホール	RC造3階建て	1903.3		

IV 工事仕様	特 記 事 項
① 施行基準	<p>図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> *国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 <ul style="list-style-type: none"> 「公共建築工事標準仕様書 平成28年版」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) 「公共建築設備工事標準図 平成28年版」(電気設備工事編・機械設備工事編) 「公共建築改修工事標準仕様書 平成28年版」(電気設備工事編・機械設備工事編) 「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」平成28年版 *国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 <ul style="list-style-type: none"> 「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」 *電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) *電力会社供給約款 *消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む) *電気工事業の業務の適正化に関する法律・電気工事士法・労働安全衛生法 *その他関連法規、関連諸基準
② 一般事項	<p>工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生すると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお設計図書のとおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。</p> <p>他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
③ 施工計画等	<p>受注者は、施工に先立ち、次の書類を提出し、監督員と打合わせを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> *総合施工計画書 <p>なお、これらの書類の作成に際し、施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討すること。</p>
④ 工事使用材料等	<p>工事に使用する機器及び材料等については、予め、次の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> *使用機材届出書(メーカーリスト) *機器明細図 *カタログ・製作図・その他諸資料 <p>なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー(参考)及び国土交通省大臣営繕部監修「建設材料・設備機材等品質性能評価事業」評価名簿(最新版)又はこれらと同等以上のものとする。</p> <p>また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。</p>
⑤ 工程表	<p>関連業者間にて十分協議し実施工程表を作成して監督員に提出すること。</p> <p>なお実施工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。</p> <p>又、工程については、学校運営に支障が無いよう検討すること。</p>
⑥ 工事写真	<p>国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第3版)ー建築設備編」によるほか監督員の指示により撮影し、電子納品及び以下のものを提出する。</p> <p>なおCDの提出部数は「電子納品」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> *代表写真(不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等)を抽出しL判相当サイズで印刷。(A4版用紙に両面印刷にて3枚/ページ) 1部
⑦ 完成写真	<p>主たる電気設備の全景写真を黒板無しにて撮影し、L判相当サイズで印刷する。(A4版用紙に3枚/ページ) 1部</p> <p>撮影箇所は主要機器類、室内及び外構等の電気設備とする。詳細は監督員と協議する。</p>
⑧ 完成書類	<p>工事が完成した時は各種の試験及び検査を受けるものとする。</p> <p>書類については以下のもの及び上記書類を併せ、監督員の指示に従い取りまとめ提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> *工事完成報告書、工事目的物引渡書、完成写真 *製本図面(竣工図): 図面枚数が少ない場合、合冊でもよい。 竣工図は、原図サイズを2部。 白焼き(青焼き不可)で文字潰れのないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、竣工図、受注者名」を印字(シール不可)すること。 *引渡目録、工事書類預り書 *工事書類(工事写真、安全教育・訓練に関する書類、産業廃棄物処理集計表等) *工事書類(打合記録、工事材料搬入報告) *完成図書(試験成績表、自社検査記録、機器完成図、取扱説明書、保証書、機器銘板写し等) *官公署手続き書類等(検査済証、着工届出書、設置届出書、電力会社届出書類等) *その他監督員の指示する書類 <p>ただし、作成しがたい場合は、監督員との協議による。</p> <p>なお、完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。</p>
⑨ 完成確認、完成検査時の電源確保	<p>機器の動作確認、電圧・極性・相回転等の確認が出来るよう電源を確保すること。</p>

項 目	特 記 事 項
・足場	<p>設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行占用足場方式により行うこと。</p>
○施工条件	<p>監督員及び関係部署と協議調整し決定すること。</p>
○事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p>
○発生材の処理等	<p>引き渡しを要するもの()</p> <p>上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>特別管理産業廃棄物 □変圧器 □コンデンサ □その他()</p> <p>処理方法 ■現場内の監督員の指定する場所へ保管</p> <p>なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物、及びびびわしき機器等を発見した場合は監督員に報告し対応を協議するものとする。</p> <p>発注者へ引き渡しものについては「現場発生産品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。引渡を要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェスト原本の提示及び、E票の写しと集計表を監督員に提出すること)</p>
・残土処分	<p>口構内敷きならし 口場外搬出(片道運搬距離 約 km)</p>
○電子納品	<p>工事完成図書は、竣工図・施工図のCADデータ(JWW)及びPDFを格納。</p>
○諸手続	<p>工事に伴う関係官公署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、受注者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。</p>
・消防提出書類	<p>消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。防火対象物使用開始届については書類の作成(電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述)を行うこと。</p>
○既設との取合い	<p>本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。</p>
○既設設備の調査	<p>既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響を来さないよう、現地工事着工前に十分な調査をおこなうこと。又、施工前後で比較を行うよう工事前にも絶縁抵抗測定を行っておくこと。</p>
・工事中の保安管理	<p>新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、その供用開始から引渡しまでの電気保安管理にかかる費用は本工事に含まれる。</p>
○不当介入を受けた場合の措置	<p>暴力団員等による不当介入(伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について</p> <p>(1)受注者は暴力団員等(伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。</p> <p>(3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
③ 耐震基準	<p>耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説平成8年版」(建設大臣官庁官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。</p> <p>(1)局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度(Ks)</p> <p>(2)地域係数は1.0とする。</p> <p>(3)自重が100kg以下の比較的軽量の機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)の取付については、取付下地を入念に施工し、標準メーカーの指定する方法で確実に取付を行うものとするが、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(4)配管配線及びダクトの支持は、標準仕様書及び標準図による。</p> <p>(5)機器の耐震計算書を提出すること。</p> <p>重量1kN(100kg)以上のアンカー取付機器</p> <p>※盤類、変圧器類、発電設備及び補機類、燃料タンク等水槽類、その他監督員が指示するもの。</p>
④ 施工	<p>(1)塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定色で2回塗りとする。 ・金属管、2種金属線び、吊りボルト、支持具等鋼板製(SUS)、溶融亜鉛メッキ、樹脂製は除く)は原則として塗装を施すこと。 <p>(2)行先表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分電盤、端子盤、制御盤、プルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び行先の表示を施すこと。 <p>(3)セパレータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分電盤、端子盤、制御盤、コンセント内等に強電回路、弱電回路が混在する場合はセパレータを取り付けること。 <p>(4)保護キャップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レースウェイ等のダクタークリップが、人が容易に近づける場所、高さ(おおよそ2m以下)にある場合は保護キャップを取り付けること。 <p>(5)躯体を貫通する場合、鉄筋探査機等を使用し鉄筋を切断しないよう施工すること。</p> <p>(6)地中埋設配管には、埋設表示杭・シートを布設すること。</p> <p>(7)防火区画部は国土交通大臣認定工法にて防火区画処理を行うこと。</p>

項 目	特 記 事 項
⑤ その他	<p>(1)使用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 <p>(2)測定機器の校正記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 <p>(3)設計図書上に示すメーカー型番・姿図等は参考とする。</p>

工事範囲	
◎電灯コンセント設備	<p>工事範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎配管 ◎配線 ◎機器取付 ◎既設調光盤改造 ◎調光システム調整 <p>配線器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別なものを除き大角型とする <p>非常照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎BT内蔵型 ○BT別置き型 <p>照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎LED器具を優先とする。 ◎落下防止ワイヤーを施工する。 <p>照度測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎行う(各居室 10ポイント) ○行わない
○拡声設備	<p>工事範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配管 ○配線 ◎スピーカの更新 ○消防立ち合い試験 <p>既設増幅器</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務用 ○非常用 ○防災業務兼用型 (W-局 ラジオ付) <p>同上附属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイク(本) ○CDプレーヤー ○カセットデッキ ○チャイム ○ワイヤレス受信機 ○その他() <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 室専用放送設備(増幅器 W-マイク・CDプレーヤー・カセットデッキ・ワイヤレス受信機)
◎自動火災報知設備	<p>工事範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎配管 ◎配線 ◎機器取付 ◎消防立ち合い試験 ◎感知器の更新 <p>受信機</p> <ul style="list-style-type: none"> P型 級 回線 ○単独 ○複合型(防火扉 回線+ガス漏れ 回線) <p>発信機</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合盤 ○単独 ○埋込型 ○露出型 <p>ガス漏れ警報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単独 ○複合型 ○LPGガス ○都市ガス <p>その他</p>

電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分類	資 機 材 名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	●JIS規格適合品 ●JCS(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	●JIS規格適合品
電線保護物類	耐火、耐熱電線	耐火、耐熱性を必要とする場所に使用するもの	●登録認定機関((社)電線総合技術センター)または指定認定機関((社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会))により認定または評定されたもの ●(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
		圧着端子 挿圧スリーブ	一般配線工事に使用するもの
電線保護物類	金属管、VE、PF、HIVE、FEP、CD、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	●JIS規格適合品 ●JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	●JIS規格適合品 ●JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		●JIS規格適合品 ●(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
盤類	分電盤、実験盤		●JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	●登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		●登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの

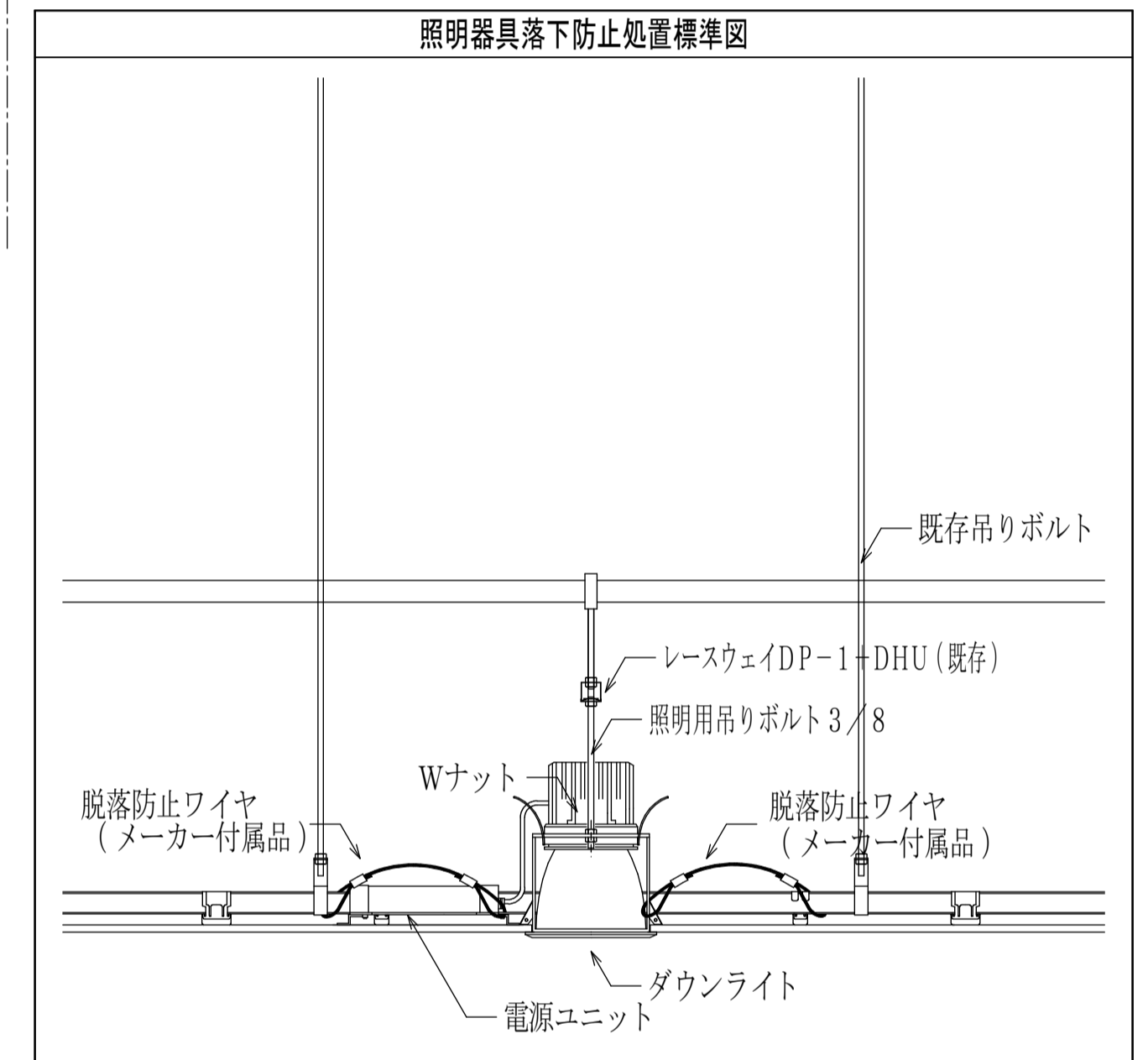
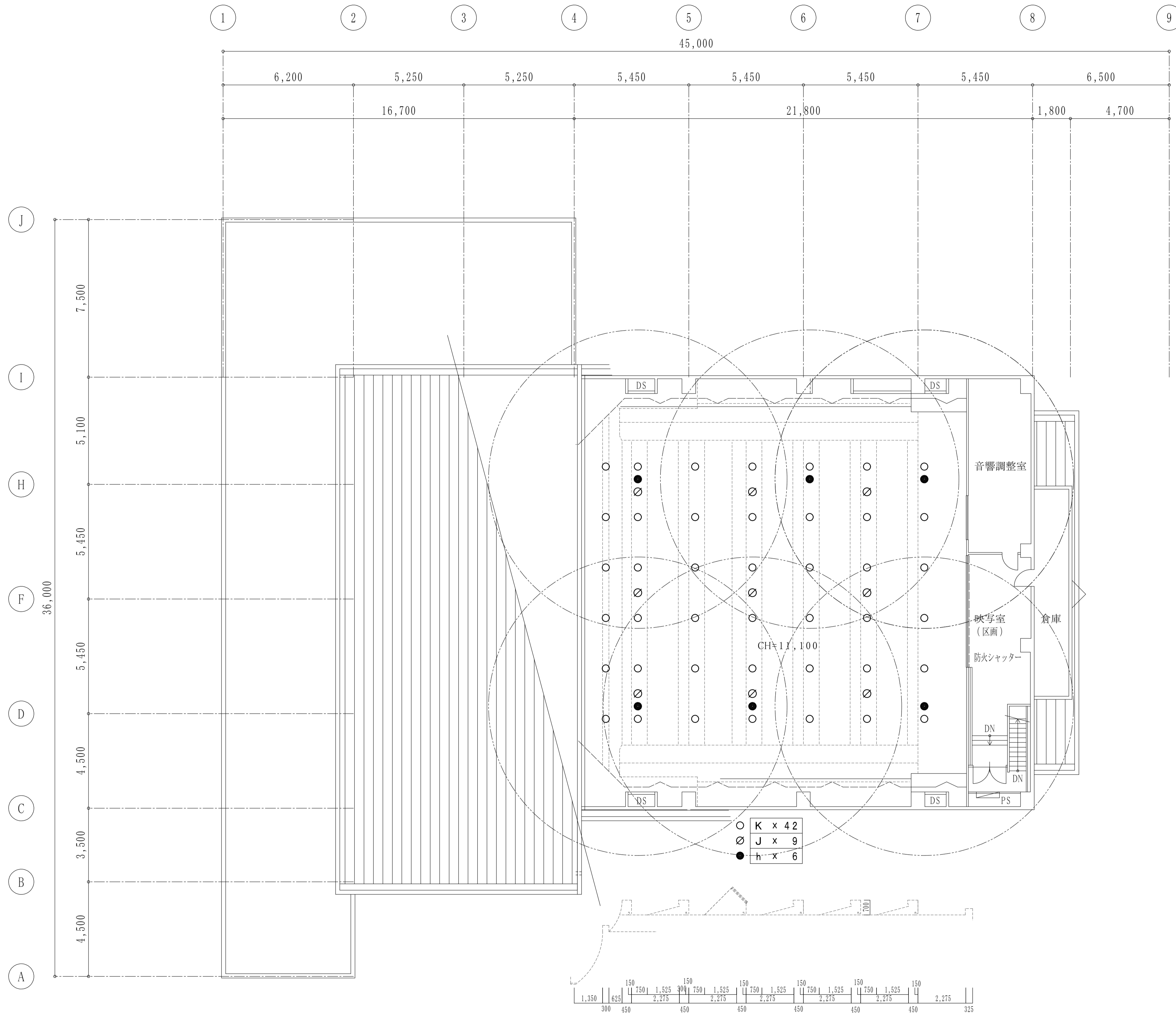
注 ・「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外表面、容器の外表面、結束荷札)との納品書にJISマーク表示、またはJIS規格証明書等の添付)のあるものをいう。

・「設備機材等評価名簿」とは、国土交通省官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。

・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

・特殊仕様資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

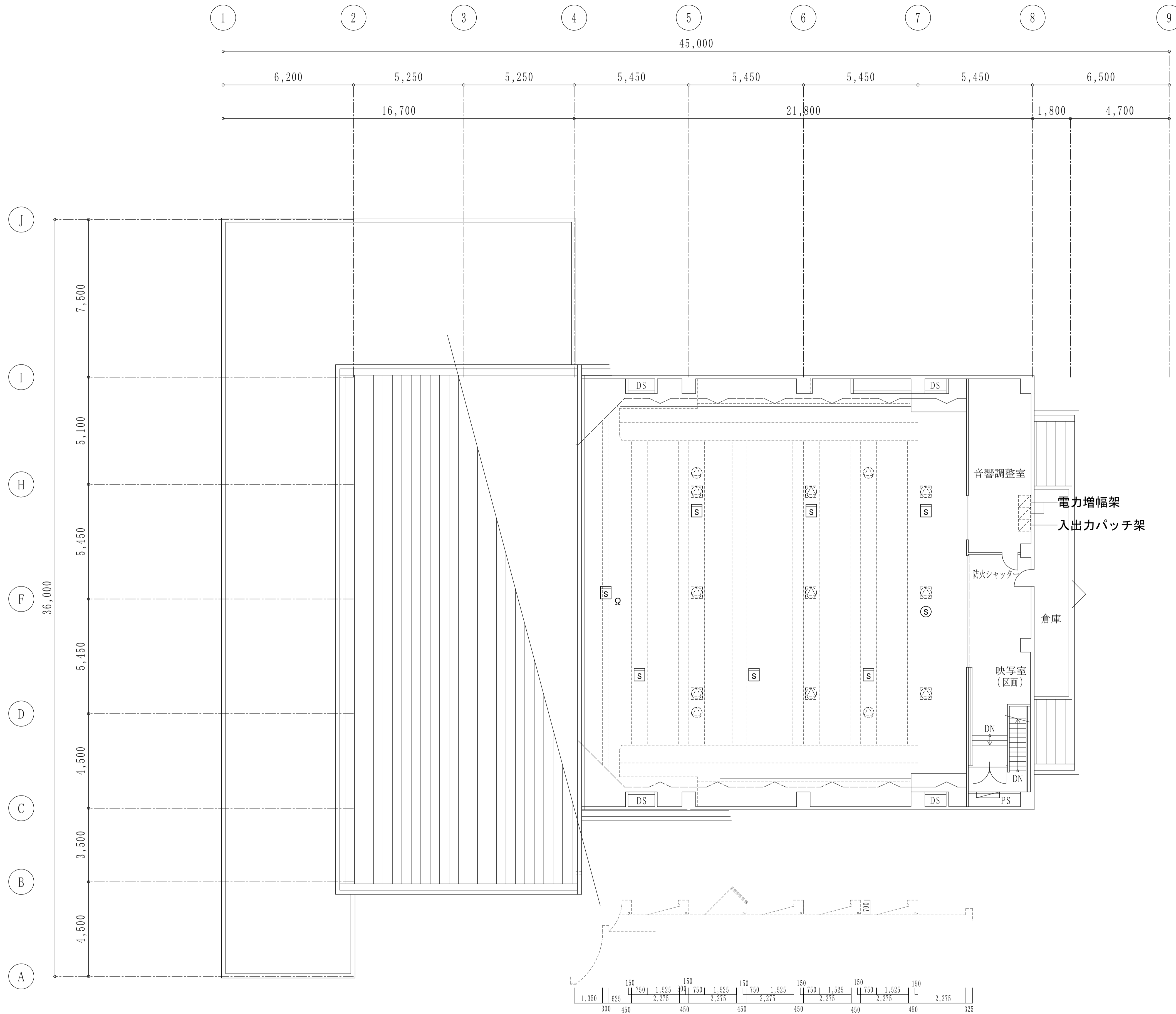
特 記 事 項	発 注 事 項	日付	22.04	名 称	青山ホール特定天井改修工事	図面番号	E-01
		検 査		図 名	電 気 設 備 特 記 仕 様 書	検 印	
		日付					



- 注1, 図中に示す実線の器具の新設を行うこと。
- 注2, 調光設備図・器具姿図等は、別図参照とする。
- 注3, 照明器具用電源は、既設配線を再使用する(再接続)。
- 注4, 照明器具取替後の、天井穴補修は建築工事とする。
- 注5, 照明器具は、落下防止処置を行うこと。
- 注6, 作業用足場は、建築工事とする。

3 階 平 面 図 S=1:200

特記事項	変更事項	日付	22.04	名称	青山ホール特定天井改修工事	図面番号	E-03
	日付				図名		電気設備 電灯照明設備図-改修後

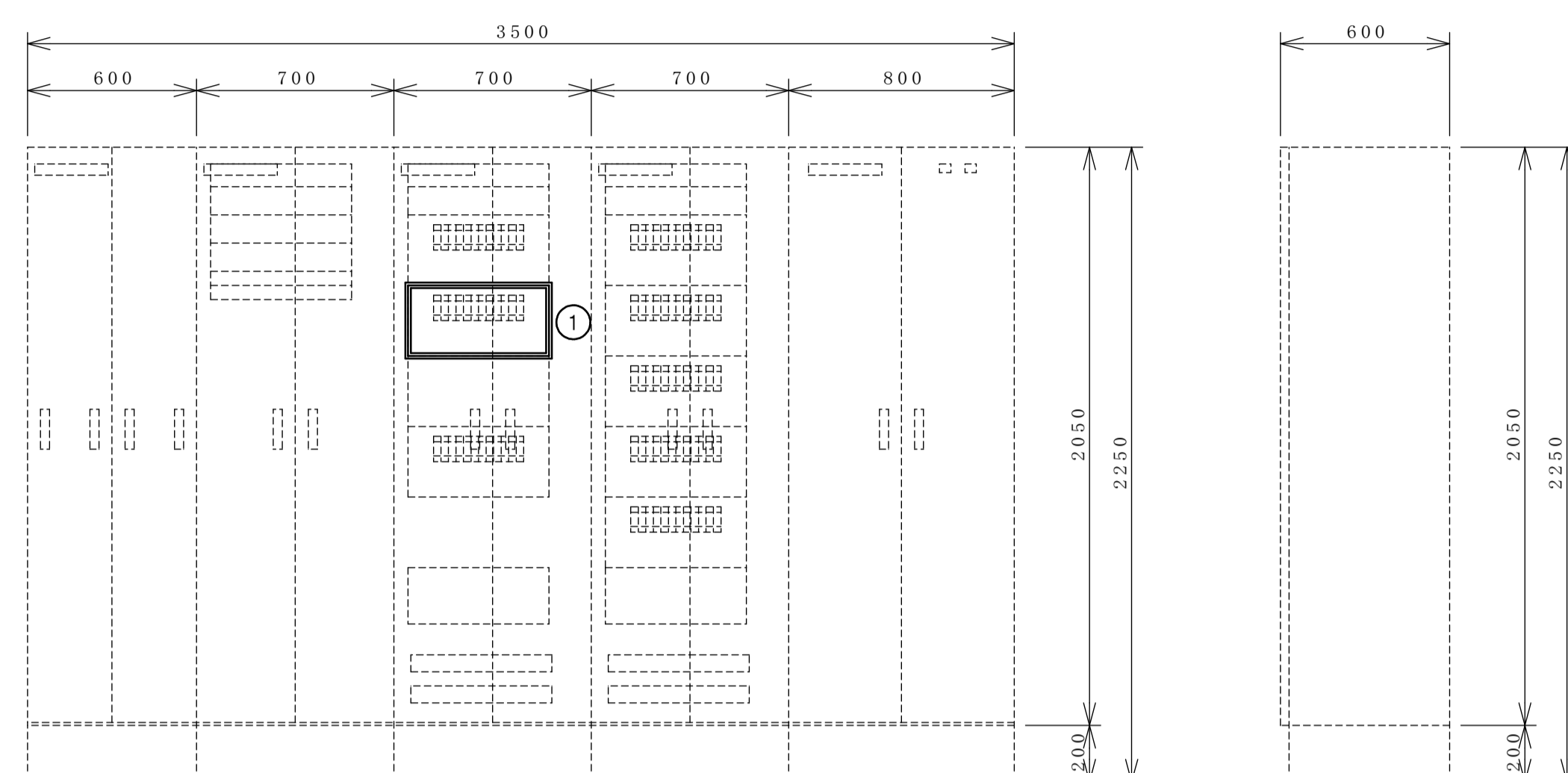
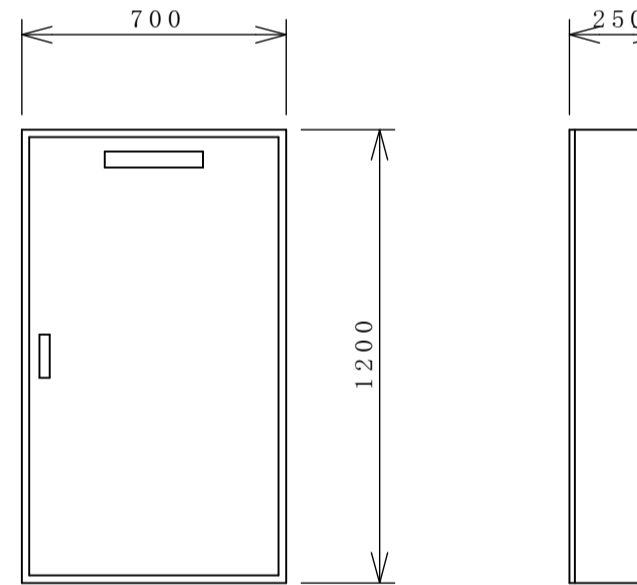
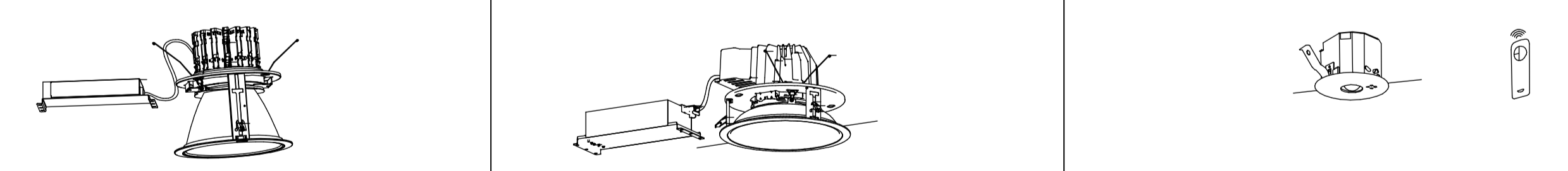


注1. 図中に実線で示す器具の更新を行うこと。
 点線で示す器具は、現状のまま流用。

□S	煙スポット式感知器	2種	7個	
○S	"	"	3種	1個
△	天井埋込型スピーカ	5W	4個	
□	"	"	160W2ウェイ	9個

注2. 機器への配線は、既設配線を再使用する(再接続)。

3階平面図 S=1:200

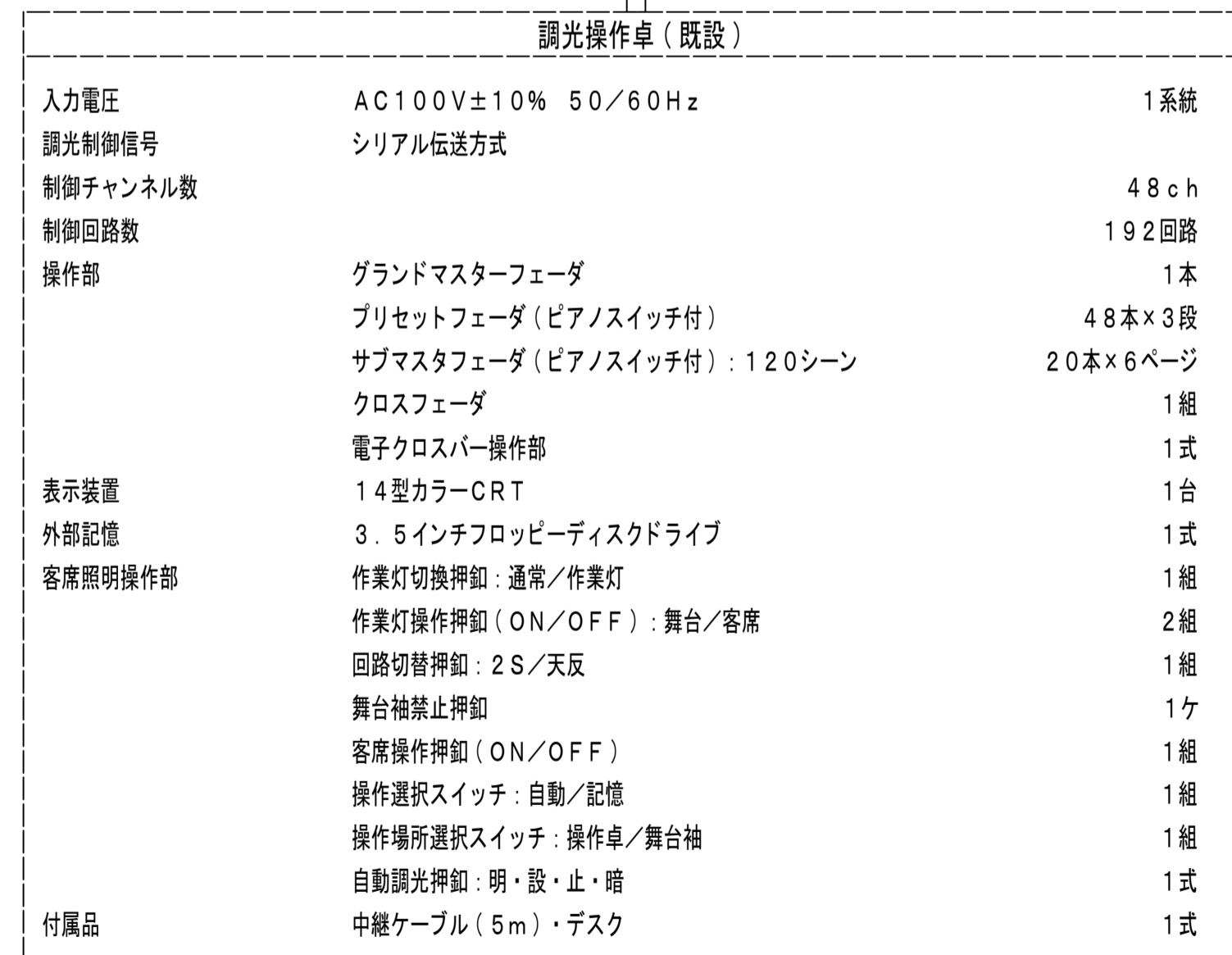
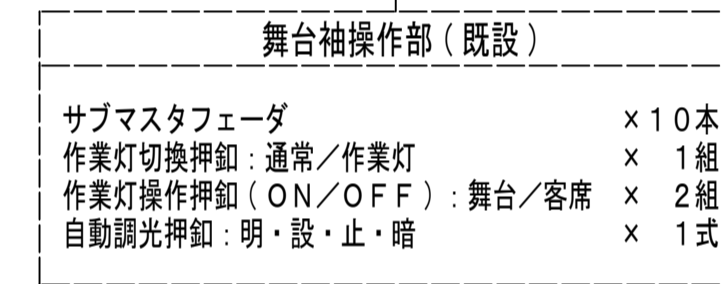
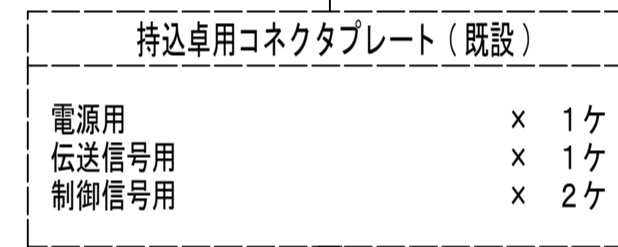
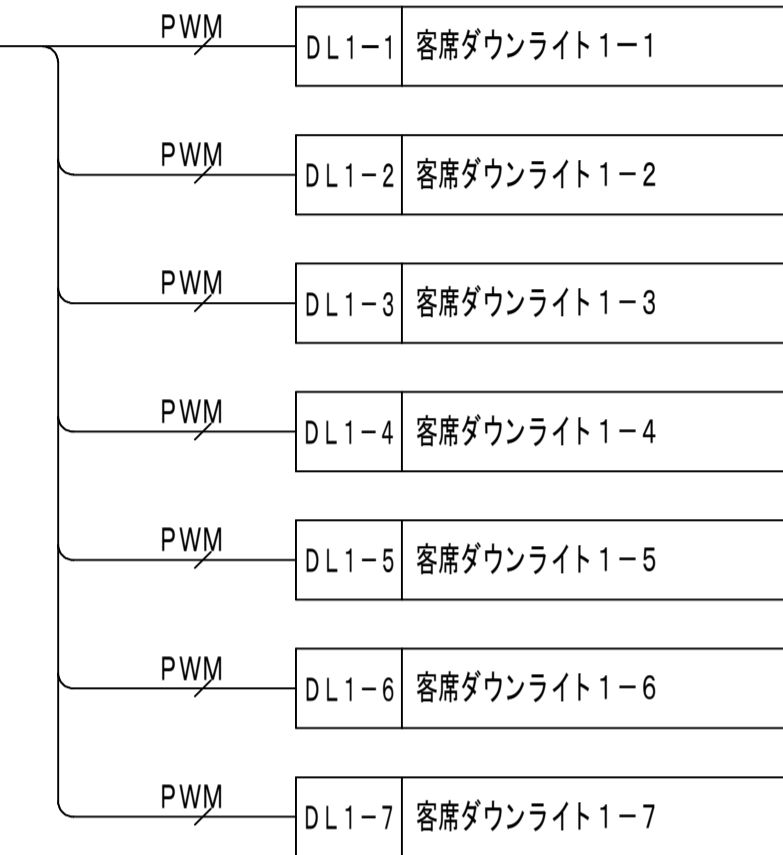
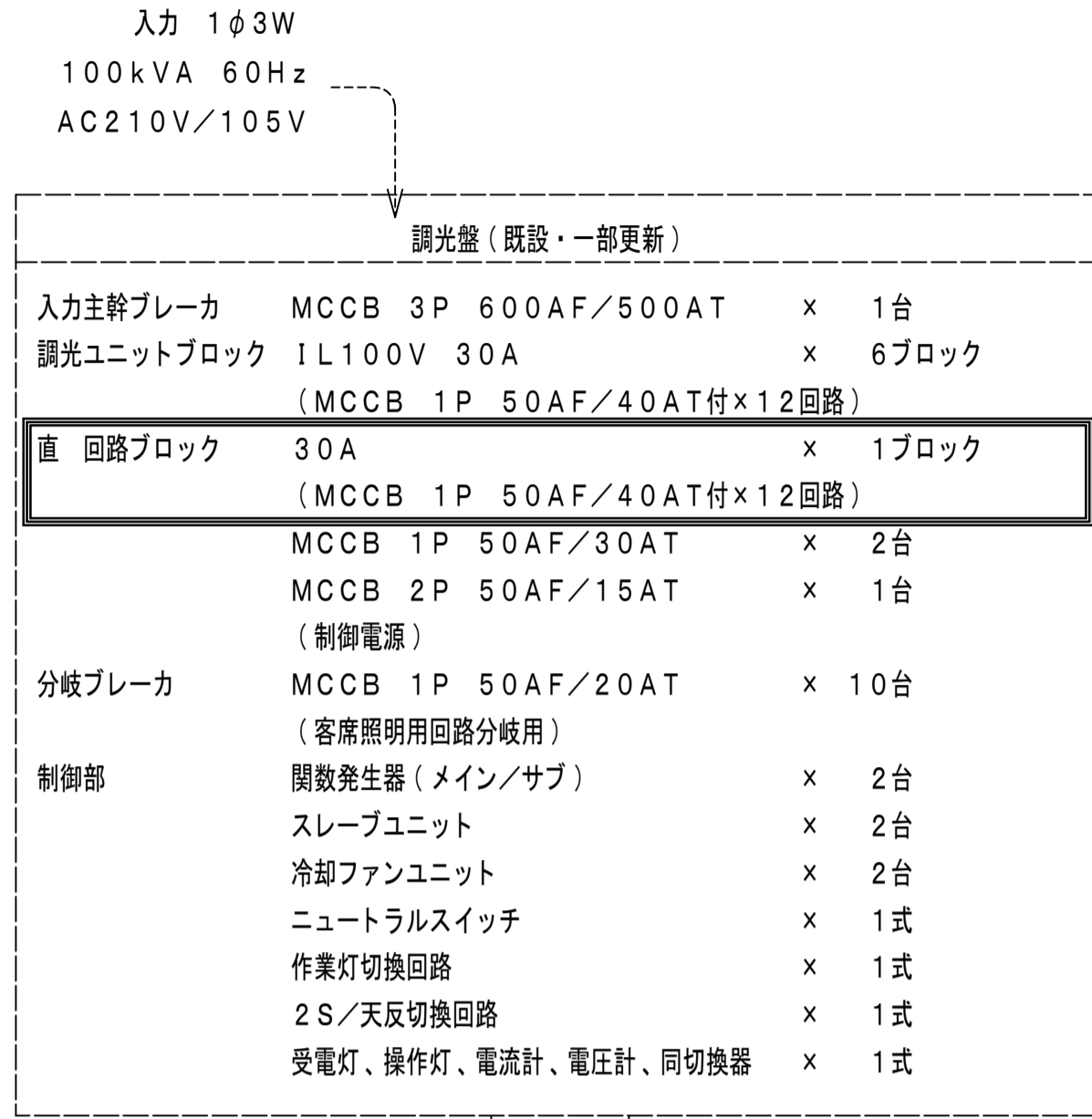
<p>1 調光装置特記仕様書</p> <p><1>工名 伊賀市青山ホール 特定天井改修工事による客席照明LED化工事</p> <p><2>工事場所 三重県伊勢市阿保1411-1</p> <p><3>工事概要 本工事は、客席ダウンライトのLED化更新及び、調光盤の一部を直回路に更新・制御盤新設を行うものとする。</p> <p><4>工事範囲 本工事範囲は、下記仕様書によるものとし、機器搬入及び取付調整とする。 尚、本仕様書、図面、内訳書等に記載されていない事項でも工事にあたって外観、機能及び技術上当然必要と判断されるものについては、請負者の負担にて入念に工事するものとする。 また、工事にあたっては会館及び会館内設備に損傷を与えた場合は、監督員の指示により復旧するものとする。</p> <p><5>適用基準 この特記事項以外は、下記に準拠するものとする。但し、本工事に関係しない事項は適用しないものとする。 ・請負契約書 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（最新版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版） ・その他関係法規並びに諸工事基準</p> <p><6>提出書類 1. 工事に先立ち提出するもの。 工事計画書（機器、機材、工法などを具体的に定めたもの。） 実施工程表 工事責任者名簿 機器承諾願図（仕様書及び図面） 2. 工事中に提出するもの。 工事しようとする箇所について、監督員の指示する期日までに工事要領書、その他必要な図面等を提出し、設計・監理係員の承諾を得ること。変更についても同様とする。 3. 工事完了後に提出するもの。（竣工後1ヶ月以内に提出する。） 工事設計図、完成図書、工事写真、工事竣工写真、機器及び設備運用取扱説明書、工事に関する諸認可書類、機器及び設備の検査・測定結果報告書、その他監督係員の指示する書類を指定期日までに提出すること。 上記以外に必要なに応じて係員と協議の上、作成するものとする。また、係員の承諾を受けた後工事する旨を厳守すること。各提出書類の部数は監督係員の指示による。</p> <p><7>建設副産物 引渡を要するもの及び再生資源として利用を図るものは所定の様式にて作成し工事計画書とともに監督員へ提出すること。 工事完了後、実施状況を記録、作成しなければならない。引渡を要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切処理し、監督員に報告する。（マニフェストA、B2、D票を提示し、E票は、写しを提出すること。）</p> <p><8>その他 本図面の仕様にて、製造者による軽微な差異は、監督員の承諾を受け、変更することが出来るものとする。 本図面での姿図・寸法は参考とする。 尚、本工事は舞台照明設備一部改修につき、納入機器は既設設備との接続に考慮し、既設舞台照明設備システム（パナソニック製）を理解したうえで設定・更新を行うものとする。更新後は、調光操作卓・既設調光盤・既設舞台照明器具（パナソニック製）のトータルシステム試験調整を行うものとする。 製品保証は1年間、瑕疵期間は1年間とする。</p>	<p>2 調光装置仕様書</p> <p>1 調光盤 【既設・一部更新】</p> <p>1. 調光盤は既設利用とし、客席照明のLED化に伴い一部調光回路を直回路ユニット更新を行い、ユニット更新に合わせ負荷の振り替えを行うものとする。</p> <p>2 制御盤 【新設】</p> <p>1. 入力電源を受電し、各盤に分岐給電する盤で、入力主幹MCCBを備えたものとする。 2. 盤は、本体・扉共に、t1.6以上の鋼板を使用し天板・側板もt1.6以上の鋼板を使用するものとする。 3. 塗装は指定色焼付塗装仕上げとする。 4. 各分岐などの機能を有する盤とするものとする。各詳細は調光設備明細表などの各項目に準ずるものとする。</p> <p>3 調光操作卓 【既設】</p> <p>1. 調光操作卓は、既設利用するものとする。</p> <p>4 調光操作卓用コネクタプレート 【既設】</p> <p>1. 調光操作卓用コネクタプレートは、既設利用するものとする。</p> <p>5 舞台袖操作部 【既設】</p> <p>1. 舞台袖操作部は、既設利用するものとする。</p>	<p>3 調光装置外観図</p> <p>1 調光盤【既設・一部更新】</p>  <p>2 制御盤【新設】</p>  <p>4 照明器具姿図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>K</th> <th>J</th> <th>h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LED客席ダウンライト1000形（高天井）【更新】</td> <td>LED客席ダウンライト1500形（高天井）【更新】</td> <td>LED非常灯専用型リモコン自己点検機能付</td> </tr> <tr> <td>8925lm-78.0W-114.4lm/W-200φ</td> <td>12180lm-111.3W-109.4lm/W-250φ</td> <td>点検用リモコンスイッチ1台納入</td> </tr> </tbody> </table>  <p>LED<フワコア（一般）タイプ>、調光範囲0~100% 2700K、Ra85、中角タイプ 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：アルミ（銀色鏡面仕上げ） 枠：鋼板（ホワイト半つや消し仕上げ）、埋込穴φ200</p> <p>パナソニック NNQ35400LD9 相当品</p> <p>LED内蔵<フワコア（ひとね）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 調光可能範囲（約5%~100%）、5000K、Ra85、拡散タイプ 光源寿命：60000時間（光束維持率80%）、光源遮光角15度 反射板（上部）：アルミ（銀色鏡面仕上げ） 反射板（下部）：アルミ（銀色鏡面仕上げ） 枠：鋼板（ホワイトつや消し仕上げ）、φ250</p> <p>パナソニック ダウンライトXND9986SNKLR9 相当品</p> <p>φ100特高天井用（～16m）、30分間タイプ LED内蔵、非常時・非常時LED点灯/常時消灯 非常灯評定番号：LAL E-006 レンズ：ガラス、カバー：鋼板（クールホワイトつや消し仕上げ） 電圧：100～242V、蓄電池：ニッケル水素電池 点検スイッチ付、自己点検スイッチ付 充電モニター（緑）付、リモコン：FSK90910K（別売）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具取付高さ</th> <th>9.0m</th> <th>10.0m</th> <th>12.0m</th> <th>14.0m</th> <th>16.0m</th> <th>18.0m</th> <th>20.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置</td> <td>A1</td> <td>6.7</td> <td>7.1</td> <td>7.6</td> <td>7.7</td> <td>7.2</td> <td>5.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>保守率：0.92</p> <p>パナソニック NNF B93608C 相当品</p>	K	J	h	LED客席ダウンライト1000形（高天井）【更新】	LED客席ダウンライト1500形（高天井）【更新】	LED非常灯専用型リモコン自己点検機能付	8925lm-78.0W-114.4lm/W-200φ	12180lm-111.3W-109.4lm/W-250φ	点検用リモコンスイッチ1台納入	器具取付高さ	9.0m	10.0m	12.0m	14.0m	16.0m	18.0m	20.0m	単体配置	A1	6.7	7.1	7.6	7.7	7.2	5.7
K	J	h																									
LED客席ダウンライト1000形（高天井）【更新】	LED客席ダウンライト1500形（高天井）【更新】	LED非常灯専用型リモコン自己点検機能付																									
8925lm-78.0W-114.4lm/W-200φ	12180lm-111.3W-109.4lm/W-250φ	点検用リモコンスイッチ1台納入																									
器具取付高さ	9.0m	10.0m	12.0m	14.0m	16.0m	18.0m	20.0m																				
単体配置	A1	6.7	7.1	7.6	7.7	7.2	5.7																				

<p>特記事項</p>	<p>変更事項</p>	<p>日付 22.04</p> <p>検印</p> <p>担当者</p>	<p>名称 青山ホール特定天井改修工事</p> <p>図名 電気設備 調光装置特記仕様書、仕様書 装置外観図、照明器具姿図</p> <p>図番 NS</p> <p>図番番号 E-05</p> <p>検印</p>
-------------	-------------	--------------------------------------	---

5 調光装置仕様明細表

記号	名称	改修前				改修後				工事区分					
		仕様		台数	備考	仕様		台数	備考	更新	新設	既設	撤去		
1	調光盤	入力電源	1φ3W 210V/105V 60Hz	自立型 1系統	1式	同左	客席照明LED化改修に伴い、一部更新を行うものとする。	自立型 1系統	1式				○		
		入力主幹ブレーカ	MCCB 3P 600AF/500AT	1台										○	
		調光ユニットブロック	1L100V30A (MCCB1P50AF/40AT) × 12回路	7ブロック	内予備6回路		調光ユニットブロック	1L100V30A (MCCB1P50AF/40AT) × 12回路	6ブロック					○	
		直回路	MCCB 1P 50AF/30AT	2台	CPS用		直回路ブロック	直30A (MCCB1P50AF/40AT) × 12	1ブロック	内予備6回路	○				○
		制御電源用ブレーカ		1式			同左								○
		分岐ブレーカ	MCCB 1P 50AF/20AT	10台	客席照明回路分岐用										○
		制御部	開数発生器 (メイン/サブ)	2台											○
			スレーブユニット	2台											○
			冷却ファンユニット	2台											○
			ニュートラルスイッチ	1式											○
			作業灯切替回路	1式											○
			2S天反切替回路	1式	切替用マグネット付										○
			受電灯・操作灯・電流計・電圧計・同切替器	1式											○
2	制御盤					入力	1φ2W 210V/105V 60Hz	壁付型 1系統	1式				○		
						主幹ブレーカ	MCCB 2P 50AF/15AT	1台					○		
						制御部	制御ブロック	1台					○		
							アナログ/伝送信号変換器	1台					○		
							DMX/PWM信号変換器 (8出力)	1台					○		
														○	
3	調光操作卓 パレータス PX48	入力電圧	AC100V±10% 50/60Hz	卓上型 1系統	1卓	同左									
		調光制御信号	シリアル伝送方式												
		制御チャンネル数		48ch											
		制御回路数		192回路											
		操作部	グラントマスターフェーダ	1本											
			プリセットフェーダ (ピアノスイッチ付)	48本×3段											
			サブマスタフェーダ (ピアノスイッチ付)	20本×6ページ	120シーン										
			クロスフェーダ	1組											
			電子クロスバー操作部	1式											
		表示装置	14型カラーCRT	1台											○
		外部記憶	3.5インチフロッピーディスクドライブ	1式											○
		客席照明操作部	作業灯切替押釦	1組	通常/作業灯										
			作業灯操作押釦 (ON/OFF)	2組	舞台/客席										
			回路切替押釦	1組	2S/天反										
			舞台袖禁止押釦	1ヶ											
客席操作押釦 (ON/OFF)	1組														
操作選択スイッチ	1組		自動/記憶												
付属品	操作場所選択スイッチ	1組	操作卓/舞台袖												
	自動調光押釦	1式	明・設・止・暗												
	中継ケーブル (5m)・デスク	1式													
4	調光操作卓用コネクタプレート	コネクタ		プレート型	1式	同左							○		
			電源用	1ヶ											
			伝送信号用	1ヶ											
		制御信号用	2ヶ												
5	舞台袖操作部			EIAプレート型		同左									
		サブマスタフェーダ		10本	操作可能表示灯付										
		作業灯切替押釦	1組	通常/作業灯											
		作業灯操作押釦 (ON/OFF)	2組	舞台/客席											
	自動調光押釦	1式	明・設・止・暗												

7 調光装置システム系統図

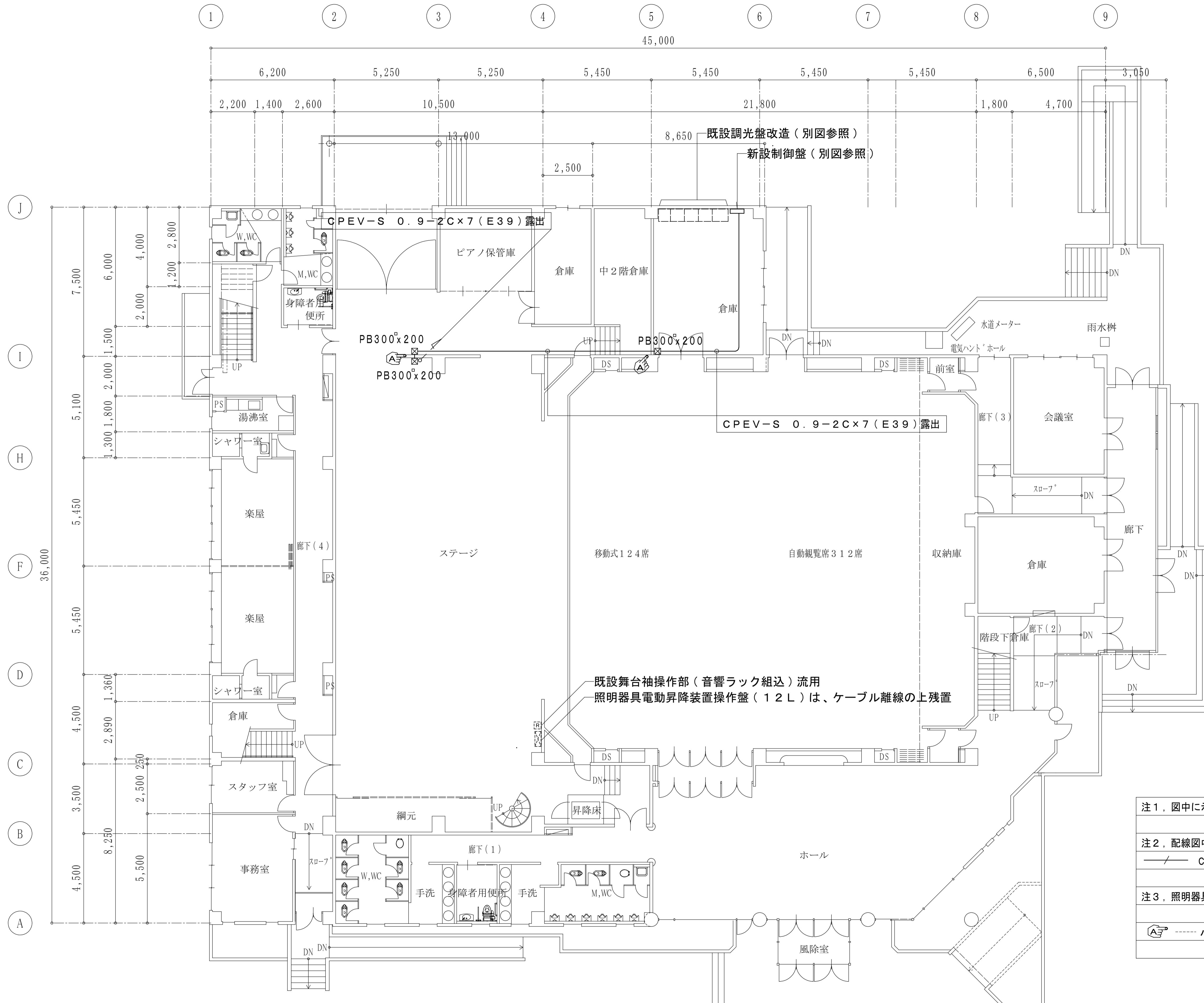


7の配線

EM-1E2sq×3	新設
EM-FCPEE0.9-5P	

PWMの配線

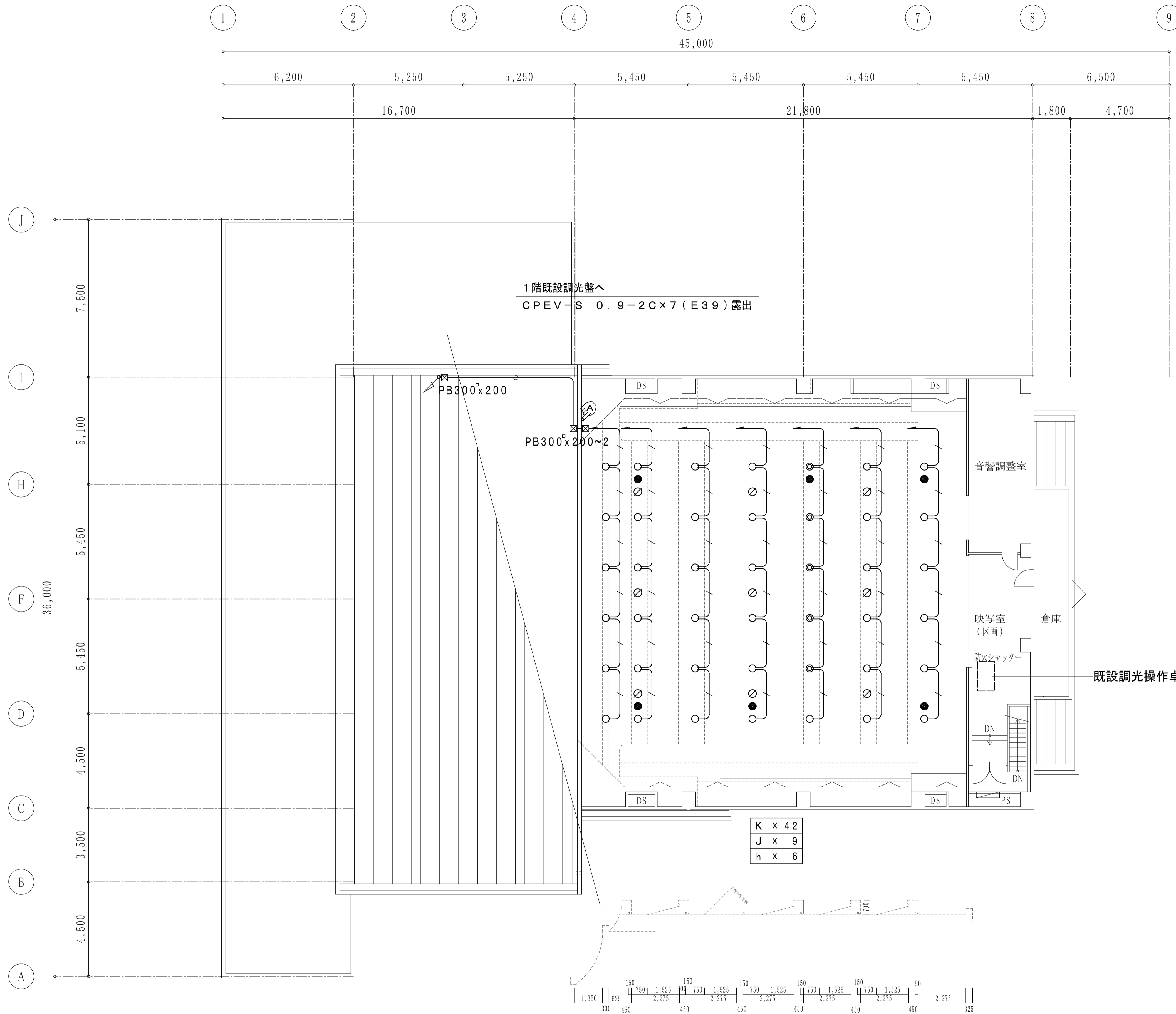
CPEV-S 0.9-2C	新設
---------------	----



1階平面図 S=1:200

- 注1, 図中に示す実線の器具、配線の新設を行うこと。
- 注2, 配線図中特記なき配管配線は下記とする。
 — CPEV-S 0.9-2C 調光用新設配線(天井内コロガシ)
- 注3, 照明器具用電源は、既設配線を再使用する(別図参照)
- Ⓐ ----- ハツリ貫通及び補修ヶ所を示す。

特記事項	変更事項	日付 '22.04	名称 青山ホール特定天井改修工事	図面番号 E-09
		検印	図名 電気設備 演出照明設備図(1階)	縮尺 A1 1/100 A3 1/200
		担当者		検印



1階既設調光盤へ
CPEV-S 0.9-2C x 7 (E39) 露出

PB300x200

PB300x200~2

音響調整室

映写室
(区画)

倉庫

防水シャッター

既設調光操作卓

K x 42
J x 9
h x 6

- 注1, 図中に示す実線の器具、配線の新設を行うこと。
- 注2, 配線図中特記なき配管配線は下記とする。
 — CPEV-S 0.9-2C 調光用新設配線(天井内コロガシ)
- 注3, 照明器具用電源は、既設配線を再使用する(別図参照)
- Ⓐ ----- ハツリ貫通及び補修ヶ所を示す。

3階平面図 S=1:200

特記事項	変更事項	日付	日付	名称	図面番号
			22.04	青山ホール特定天井改修工事	E-11
			検印	図名	縮尺
				電気設備 演出照明設備図(3階)	A1 1/100 A3 1/200